

会報

第46号

国立大学協会

昭和44年11月

会 報

(第 46 号)

目 次

教育とはなにか……………今 西 錦 司…(1)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(6)
 - (1) 理事会, 大学運営協議会合同会議
(7. 26) ……(6)
 - (2) 理事会 (8. 12) ……(10)
 - (3) 第44回総会 (8. 18) ……(13)
 - (4) 第3常置委員会 (9. 17) ……(20)
 - (5) 就職問題打合せ (文部省主催)
(9. 24) ……(22)
 - (6) 第4常置委員会 (7. 25) ……(23)
 - (7) 第4常置委員会 (9. 17) ……(24)
 - (8) 第3, 第4常置委員会合同会議
(9. 17) ……(25)
 - (9) 第5常置委員会 (8. 19) ……(27)
 - (10) 第6常置委員会 (7. 24) ……(28)
 - (11) 第6常置委員会 (9. 17) ……(30)
 - (12) 第6常置委員会 (9. 30) ……(32)
 - (13) 第7常置委員会 (7. 14) ……(33)
 - (14) 第7常置委員会 (9. 8) ……(34)
 - (15) 第1回研究部会全体会議 (8. 11) ……(36)
 - (16) 第2回研究部会全体会議 (9. 9) ……(39)
2. 諸会合 (昭和44年7月~9月) ……(41)

B 要望書・会長談話等

1. 国立大学教官等の定員削減措置に対する要望について (44. 7. 26) ……(42)

2. 昭和45年度予算に関する要望について (44. 10. 11) ……(43)
3. 大学および大学院の奨学制度の拡充について (44. 10. 11) ……(45)
4. 大学保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについて
(44. 10. 11) ……(45)
5. 会長意見表明の要旨 (44. 7. 26) ……(46)
6. 会長談話 (44. 8. 18) ……(46)

C 資 料

1. 大学問題の調査研究について……………(48)
2. 昭和45年度予算その他に関する要望書の提出と大蔵省・文部省・日本育英会への要望について……………(51)
3. 人文・社会科学文献センターについて……………(52)
4. 教員養成機関の種類と方法等……………(55)

D その他

1. 学長・委員等の異動について……………(57)
2. 寄贈図書……………(58)
3. 窓
 - 今こそ, その時期……………(47)
 - 大学の赤レンガ……………(59)

教育とはなにか

今 西 錦 司

私が教育ということを取りあげるのは、専門家としての立場からではない。また、教育学という学問に、私は一度も興味をひかれたことがない。宗教学と宗教そのものとはちがうように、教育学と教育そのものとはちがうのであろう。宗教そのものは、人類全体にとっても、一人一人の人間にとっても、深いかわりがあるように、教育そのものもまた、人類生存の基底に根をおろした、万人共通の課題であるだろう。そういう時間・空間をこえた、いわば汎人類学的とでもいえるような立場から、教育ということを取りあげてみようというのである。

われわれは今日、教育というすぐ学校教育と結びつけて考えるくせが、ついてしまっているようであるが、汎人類学的立場からいえば、学校などというものの存在しない、いまでも原始時代の倅のこした、狩猟採取生活者の社会においてさえ、教育ということは厳然として存在しているのである。なぜならば、人類は教育がないかぎり、その生存を全うし、人類という種族を維持してゆくことができないからである。

しかし、大多数の生物にとっては、教育など全然必要ではない。彼らは生まれながらにして、その生物にとっての生きるべき道を、ちゃんと心得ているのである。コオロギが鳴いている。彼らはもうすこし秋が深まって寒くなれば、やがて死んでしまうだろう、その鳴き音を子供に教える機会を持たないままで。それにもかかわらず、翌春生まれでてくる彼らの子孫は、秋がくると、だれから教わるでもないのに、やはりコオロギ独特の鳴き音を出すようになるであろう。教わらなくてもこの鳴き音の変わるようなことはないのである。コオロギに教育の必要のないゆえんである。

これに反し、もし人間の子供に言葉を教えなかったら、どうなるだろうか。日本人の子供だったら、教わらなくてもひとりで日本語をしゃべりだすだろうか。そうでない証拠は、日本人の子供でも、赤ん坊のときからアメリカ人の家庭で育てられると、英語をしゃべるようになるということから、明らかである。ではコオロギと人間のあいだに横たわっているこのちがいは、なにに起因しているのだろうか。

まえにはこういうことの説明に、かならず本能という言葉を使ったものである。たとえばコオロギには時がくればひとりで鳴きだす本能があるけれども、人間にはひとりで言葉をしゃべりだせる本能がない、というように。いまの遺伝学ではこれを改めて、コオロギには、時がくればひとりで鳴きだせるような遺伝子があるけれども、人間にはひとりで言葉をしゃべりだせるような遺伝子がない、というかもしれない。しかし、どっちにしたって、このちがいの生じた原因を明らかにしていない点では、おなじである。

この原因についての私の考えをのべよう。親と別かれて、生まれたときから、独力で生きてゆかね

ばならない生物にとっては、はじめから生活技術が身につけていなければ、個体維持はもとより種族維持も成り立たないのが、当然であるけれども、生まれてからひとり歩きのできるまで、親がそばにいて世話してくれるような生物だったら、かならずしもなにからななまで身につけて生まれてこなくても、その間になにかしらは親に教えられ、親から学びとるということが可能になる。そうすればその方が、その生物にとっては遺伝子の負担が軽減されることになり、結果的にはその方がより経済的、あるいはより能率的な生き方である、といえるかもしれない。

ただし、どこまでもそれによって、個体維持や種族維持に支障を来たさない、という大前提が満たされるのでなければならない。この点で、親子だけの隔離された生活には、なおすくなからぬ危険が伴う。親が途中で死んでしまったら、その子供が路頭に迷うこととなるからである。鳥類は哺乳類とともに、進化のもっとも進んだ生物であるけれども、なおこの不安を解消するところまでには至っていない。つまり、まだその行動には、遺伝的なしくみに依存した面が、多分に残っているといえることができる。

哺乳類においても、種類によりその生活様式はまちまちであるが、常時群れをつくって生活するものになると、そこではじめて親子だけの生活よりも、もう一段とひろい共同生活の場が用意されるようになるとともに、この不安も大幅に解消され、教え教えられることによって、遺伝とは無関係に、行動の伝承されてゆく可能性が、その実現を保証されてくることになるのである。

私は駆け足で、進化史的にみた教育の起原、あるいはその成立の条件といったことを述べてみたのだが、こういうことであると、常時群れをつくって集団生活を営んでいるニホンザルの社会などでは、なにか教育といえるようなものの曙光が認められるのでなからうか、という疑問が生じてくる。そこで、ニホンザルの社会をみると、そこにはまだ親や年長者がわざわざ教えようと思って、あるいは子供や年少者がわざわざ教えられようと思って、行動するようなことがみられないというだけで、非遺伝的な行動の伝承は、その集団内で立派に果たされているとしか受けとれない。それも単なる物真似だけで、伝わってゆくもののように思われたい。

私はこのところを説明するために、集団内に生ずるアイデンティフィケーション (Identification, 同一視) を仮定した。アイデンティフィケーションというのは、フロイドのいいたことであって、彼はそれを、今世紀はじめのヨーロッパの都市に見いだされた核家族内の現象として、とらえたのである。そして、このアイデンティフィケーションを私がニホンザルの群れに援用した理由は、ニホンザルの群れが順位制を軸にしたヒエラルキー的構造をもち、群れのリーダーたちは、フロイドの核家族における父親の地位に相当するものと、考えたからである。したがってこの場合には、つぎのようなことが要請されている。すなわち、群れのサルたちはしよっちゅうリーダーの行動を注意していることによって、リーダーならこういうときにはこうしなければならないということを会得してゆく。その結果として、見習うべきリーダーのおらないとき、あるいはおらなくなってしまうときでも、必要とあれば彼らにリーダーの行動がとれるのでなければならない。

その後、チンパンジーの群れには、ニホンザルの群れにみられるような、はっきりしたリーダーのおらないことがわかってきたし、また現存する狩猟採取生活者の代表例の一つとして、しばしば引用

されるカラハリのブッシュマンのバンドにも、やはりリーダーらしきものおらないことなどから、私は現在ではアイデンティフィケーションということ、フロイドがはじめに考えたように、なにも特定の対象に限定しなくても、もっとひろい幅をもたせ、集団生活のいろいろな場面において、経験者のくだす情況判断と、それに伴う処置を、未経験者がその場その場で身につけてゆけばよいのではないかと考えるようになった。

人間の場合には、もちろん言葉によって経験を伝えるということも、おおいにあって然るべきだが、それにしてもこの現場における行動をとおして、直接体得してゆくという方法ならば、言語以前の段階においても可能であるばかりでなく、私にはこれが狩猟採取時代と今日の文明時代とにかかわりなく、終始一貫した教育の一つの基本設計なのではないか、という気がしてならない。ただし、この方法が有効なのは、幼年時代からおそくとも少年時代の終わりぐらいまでであろう。その点でこれはやはり、フロイドのアイデンティフィケーションのカテゴリーを、はみ出るものではない、といえるかもしれない。

アイデンティフィケーションは、年少者が年長者の行動をとりこむ仕掛けにすぎないから、一方交通的であるともいわれようが、人類が言語を用いる段階までくれば、言語というものの機能からいっても、これが双方交通的になることはいうまでもない。言語がいつごろ発生したかということについては、まだ定説がないようだが、進化史的にみれば比較的新しい時代に属し、おそらくジャバ原人や北京原人以前に遡るようなことは、ないであろう。

それはとにかく、言語が使えるようになると、年長者はただ単に年少者の問いかけに答えるばかりでなく、なんとかして彼らをあやまちなく生きてゆけるようにしてやりたい、という思いやりが意識化されるようになり、この辺からようやく、教え教えられるというより教育らしい教育の一面が、顕著となってくるのである。しかしこの教育は、いまの学校教育などちがって、どこまでも集団の経験を基にした生き方の教育であり、伝承であり、したがって現状維持がそのねらいになっているのだが、それもいわれのないことではない。

コオロギは、秋ともなればたれにも教わらなくても、どのコオロギもが、そのコオロギに独特の鳴き音を出して、誤まるようなことはない、といっておいたが、それは種内における個体の再生産が、おかしな突然変異の発生によって攪乱されずに、斉一的に行なわれているということであり、いいかえるならば種族の維持が、うまくいっているということであるだろう。生物とはこのように現状維持を立て前としたものである。人間も生物から出てきたものであるかぎり、現状維持をその属性の一つとして具えていたところで、なにも怪しむにたりないのでなかろうか。

人間はすべて、かつては現存の狩猟採集生活者と同じように、小さな集団が単位となった社会をつくっていたのであるから、その場合に集団の成員を斉一化することによって、その集団の再生産と維持とを安泰ならしめるため、教育というようなことをはじめたとするならば、コオロギとちがって非遺伝的行動に頼らねばならない人間の営みとして、それはまことに筋のおった工夫であった、といわねばならない。

だから教育といっても、この段階の教育では、ただその集団にふさわしい行動型を身につけた人間

を、つくりだしさえすればよいのであり、そういう人間ができあがれば、彼はその集団内で抵抗なく生きてゆくことができるはずだから、そうした集団なら、いわゆる進歩というようなことは認められないかもしれないけれども、繰り返かえしによってどこまでも生きつづけてゆける、一応の体制がととのっている、ということができるのである。

もちろん、この集団が天涯に孤立しているのではなく、同じような集団が並存することによって、危険を分散し、結果的には種族維持の確率を高めることになっているが、こうした複数の集団をまとめて統率し、管理する組織を欠いている点を取りあげるならば、それはまだニホンザルの群れやチンパンジーの群れと大きなちがいのない、いわば半自然的レベルの社会である。

人類社会の進化をこのレベルで止まりえなくしたのは、食糧の過剰生産とこれに伴う人口集中であり、それを管理するための国家の成立であったのだが、社会は階層化し、分業によって複雑化はしたものの、教育はその後も久しい間社会内の各集団にゆだねられていた。今日のような学校教育が普及するようになるのは、国家が近代国家にかわり、国民というものが考えられるようになって以来のことであり、日本でいえばようやく明治維新以後のことなのである。人類とともに歩んできたながい教育の歴史を顧みるとき、この新しい学校教育には、よいところもあるかわりに、また欠点もないとはいえない。最後に、いままで述べてきたところを踏まえながら、今日の学校教育に対する私の疑問点を、二、三明らかにしておきたい。

国家が学校教育を取りあげたのには、人口の増加とともに多様化のすすむ国民に対し、学校教育をとおして国民教育をしようという意図が、ふくまれていたにちがいない。成員の行動型に一つの規準を与え、その斉一化をはかるといことは、種族維持に結びついた、狩猟採取時代以来の方針だったのである。近代国家といえども、やはり国民の行動型に、最小限度の斉一性を求めて国家の維持をはかろうとしたことは、当然とみてよいであろう。いろいろと批判もあり、現在でもそれで十分だといっているわけではけっしてないが、この点で、明治以来のわが国に教育勅語が存在していたということは、国民の帰趨を明らかにするうえで、千鈞の重味をもつものであった。では現在、それに代わるようなものが、はたして存在しているだろうか。なくても立派に国民教育が達成されているだろうか。日本人に対する国民教育とは、なによりもまず日本人としての生き方を教えるものでなければならない。小・中学校の教育が義務教育になっているのは、このことと無関係ではないであろう。

これと関連したことであるが、現在の学校教育は知識教育に偏りすぎている、とよくいわれる。私も同感である。科学というものの日進月歩におくれをとらないように、ある程度までその知識を具えていることが、生きてゆくための必要条件であるにはちがいないけれども、だからといって、あらゆる科学の知識を万遍なく身につけなければ、生きてゆかれないという証拠が、いったいどこにあるだろうか。追跡調査をしたら、おそらく、高等学校や大学で習った知識の大部分は、その場かぎりのものであって、生きてゆくための直接の役には立っていない、ということにならないともかぎらない。

もしそうだとしたら、学校教育について、この辺で根本的に考えなおさなければならないのではないか。

教育とはもともと生きる道を、教え教えられることであった。しかるに、7才で就学して、20何才

で大学を卒業するまでに習ったことの大半が、生きてゆくうえであまり役に立っていないとすると、学校教育というものは、サービス過剰であるのみか、時間の浪費であり、同時にエネルギーの浪費でもある。国家にとっても人類にとっても、これほど馬鹿げたことはない。情がかえって仇になるとは、こういう行過ぎを指したものであろう。

もう一つ、これと関連していっておきたいことがある。教育とは、教える方にも教える意欲があり、教えられる方にも教えられる意欲があって、そこにはじめて成立する、相互作用的な営みであった。ところが、今日の学校教育、とくに高等学校や大学の教育では、教える意欲のない先生から、教えられる意欲のない学生が、教えをうけているという矛盾が、いたるところで露呈しているかのように見受けられる。極端なことをいうと、新聞が読めるところまで教えておけば、あとは独力で、百科辞典を相手に勉強したって、知識の吸収には事欠かぬような時代になっているのだから、大学などというところは、単位だとか卒業だとかいうことにこだわらないで、どうしてもこのことを深く知りたいたいか、この疑問を解きたいかと思うものに、その満足を与えるよう協力したらよいのであって、それがまたほんとうに社会のために開かれた大学なのではなかろうか。

それにくらべるならば、いまの大学とは、まさに大学卒業生というレッテルのついた製品をつくるための、一種の工場であるにすぎない。学生はただこのレッテルがつけてほしさに、不本意ながらおもしろくもない講義を聞き、大学はただこのレッテルの値打ちをつけるために、盛りたくさんな単位を用意して、貧弱な設備のもとで教員に無益な労働を強要している。教育とは口先きだけで、もはや本来の姿はその影をひそめ、学園内には桎梏に呻吟する声のみが高まりつつある。こんなことでは種族の永続どころか、二三代先きさえ危ぶまれるのでなかろうか、と気をもんでいる次第である。

(岐阜大学長)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会・大学運営協議会 合同会議議事要録

日時 昭和44年7月26日(土)午前10時～午後4時

場所 学士会館(神田)

出席者 奥田会長

本川副会長

柳川, 秋月, 加藤(一), 小塚, 宮島,

村松, 今西, 稲荷山, 梶田, 久保, 広

田各理事

町野第5常置委員長

細谷監事

小野, 五嶋, 谷口, 藤吉各運営協議会

委員

武田臨時委員

伊藤, 市原各専門委員

奥田会長より、開会の挨拶があったのち、この度退任された増田理事(一橋大学)の後任として、村松同大学長事務取扱が理事となられた旨の報告と紹介があり、続いて会議資料の説明と前回(6月23日)の議事要録の朗読があって議事に入った。

I 協議事項

1. 定員削減に関する要望書について

初めに会長より、先般文部省より示された

定員削減の問題については、その後第6常置委員会においても検討され、また各大学よりも強い要望があったので、7月24日第6常置委員会を開き協議した結果、要望書を提出することになり、別紙「国立大学教官の定員削減措置に対する要望について」(42頁参照)のとおり要望書の成案を得た。よって、本日はまず要望書を出すべきか、また出すとすればその内容はこのようなものでよいかどうかについて審議を願いたい旨述べられ、先ず、二宮主事が要望書(案)の全文を朗読したのち、第6常置委員長欠席のため事務局長より、代わってその立案の趣旨ならびに内容について説明があり、協議の結果、原案どおり承認された。なお、本日の夕刻会長および理事が文部大臣の代理として文部事務次官に会い、要望するとともに、官房長官、大蔵大臣行政管理庁長官等にも副会長、第6常置委員会その他の委員が出向き要望することになった。さらに、本日新聞記者会見を行なってこれを発表することとした。

なお、この要望書は、時間的に余裕がないのと、前回総会の決議を経たものと同じ趣旨で大きな変わりもないので、総会には事後承認を求めることで承認され、このことは要望書を添え大学へ通知することとした。

2. 大学問題の調査研究について

会長より、大学問題については本協会としては昨年以來各常置委員会のほか、大学運営協議会およびその作業部会である大学問題研

究部会で検討を続けてきた。その間大学側においては、紛争等を契機として、それぞれ個別に改革委員会等を設けて独自の改革案等を検討し、公表する向きが多くなってきた。

国大協としては、これらの改革案等が各大学毎にその経緯と伝統を異にする実情を考慮して、この際これらの意見をとりまとめて統一見解を出すことを避け、差し当たり大学運営協議会が斡旋して、各大学の改革案等を相互に交換し、各大学においてこれを検討することにより、各大学共通の理解と拠りどころが得られればと考へ今日までつとめてきた。ところが今回中教審においては、第26特別委員会を設けて審議を進め来たる11月には大学制度改善の基本構想について試案をとりまとめ中間報告を行なう予定とのことである。ついでには本協会としても、これらの点を考慮し、大学問題について早急に検討し、本協議会としての心構えをしておくことが必要と考へ、去る7月22日大学問題調査研究準備委員会を開いて、これについての具体策を検討した。ついでには、当日の司会をお願いした本川副会長からその経緯についてご報告を願いこれについて協議を願いたい旨が述べられた。

ついで本川副会長から会議資料5の「大学問題の調査研究について」次の3項目に分けて詳細な説明と報告があった。

- (1) 目的
- (2) 調査研究組織（調査研究の主体・研究部会）
- (3) 調査研究の当面の日程

つづいて、審議に入り、①国大協としては、各大学共通の理解と拠りどころとなる幅の広い案を用意し、統一見解は避けるべきで、場合によっては、複数の案があってもよいので

はないか。②少数の方の意見が国大協の意見となる場合、時としてその意見が、所謂、国大協路線などと誤解を招くようなことのないよう配慮する必要がある。③中教審への意見は慎重にすべきだ。審議が圧縮されるために、一般大学の意見が見落とされるようなことがないように願いたい。④検討すべき問題は、当面の問題もさることながら、根本的な大学制度の問題の検討も必要ではないか。問題点には出ていないが、大学のビジョンなど教育制度全体についても考へる。第1常置委員会などでは現在でも或る程度ふれている。⑤部会の委員には、学長以外の方で、現に大学で問題と取り組んでいる方々にもお願いしたい。⑥学長・学部長等の選挙について新しい方法により行なっている大学の新しい規程を集めてほしい。以上のような意見や希望などがあり、討議の結果、原案どおり承認された。なお、会議資料5に添付されてある「検討すべき問題点」は、「管理運営に関する意見」の問題点を主として拾いあげたものであり、これに拘束されず、この外の問題など実際的には各部会で適当に選考の上検討を進めることで了承された。

(午後1時再会)

3. 各研究部会の委員選出について

昼食時に、別室において、会長、副会長および大学運営協議会小委員の間で次のとおり委員を選考した（一部未定）旨を会長より報告があつて、承認された。

記

大学問題研究部会委員

I 第1研究部会

- (1) 部会長 柳川委員（弘前大）
- (2) 大学代表者の委員および臨時委員

3, 4名（あとで部会長と会

長で協議)

(3) 臨時委員および専門委員

- a) 臨時委員(主査)田上委員(一橋大)
- b) 専門委員 伊藤委員(東大), 雄川委員(東大), 外に東工大(1名)

II 第2研究部会

(1) 部会長 小塚委員(東京芸大)

(2) 大学代表者の委員および臨時委員

3, 4名(あとで部会長と会長で協議)

(3) 臨時委員および専門委員

- a) 臨時委員(主査)松田委員(東大)
- b) 専門委員 小野(周)委員(東大), 柿内委員(東大), 市原委員(一橋大), 成川委員(東京芸大)

III 第3研究部会

(1) 部会長 中川委員(金沢大)

(2) 大学代表者の委員および臨時委員

3, 4名(あとで部会長と会長で協議)

(3) 臨時委員および専門委員

- a) 臨時委員(主査)武田委員(東大)
(主査)田畑委員(京大)
- b) 専門委員 佐々木委員(東北大), 外に京大(1名)

◎ なお、専門委員は必要があれば追加することができる。

4. 学術審議会「学術研究体制の整備に関する中間報告」について

小塚第1常置委員長より次のとおり説明と報告があった。

去る6月23日学術審議会は、大学における学術研究体制の整備についての基本的考え方について、別紙会議資料9のとおり中間報告を行なった。同審議会では、若し意見があれ

ば10月か11月までに出してほしいとのことであるが、当協会としては、この取り扱いをどうするかについて第1常置委員会小委員会でも検討したが、その結果、この中間報告に対する意見は、同審議会より文部省を通して直接各大学に対しこれについての意見を照会しているの、今の段階で国大協が意見を出すことは適当でないと考え、意見を出した大学があれば、その(写)を送付して貰い、それを検討した上で、国大協としての意見を出すか出さないかを改めて考えることとした旨報告があって、報告のとおり了承された。

5. 大学法案に対する各大学の現状報告について

丁子主事より、前総会において「大学運営措置法案に関する各大学実情調」を報告したが、その際出来る限り最近までの実情を調べるよう要望があったので、その後各大学に再照会をし報告のあったものを追加し取りまとめたものが資料10である。これによると全国75大学中、全学反対が52大学、学部等1部反対が19大学、特に声明等は出さないが学生その他の反対運動のあるものが4大学である旨説明があった。

ついで、会長より、現在の国会における法案の審議状況にかんがみ、当協会として何か意志表示をすべきかどうかについて諮られ、討議の結果、本日夕刻予定されている新聞記者会見の際、談話の形をもって、前総会の時会長談話として公表した線にそって、大要別紙の内容(46頁参照)のものを会長の意見表明として、口頭を以ってすること、その際大学側の法案に対する反対状況を説明することとして、これが処置を会長に一任した。

6. 特別委員会委員補充について

学長の異動と先般の常置委員会委員の組替に伴う特別委員会の委員の補充について諮った結果、学長の異動とは別に、医学教育に関する特別委員会と図書館特別委員会については、岡山大学と広島大学（中国四国地区）とがそれぞれ入れ替わることが追加され、その他は原案通り承認された。

なお、入試期特別委員会については、「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針の実施に関する特別委員会設置等について」（昭和43.8.8理事会決定）に基づいて、本年6月第2常置委員会の委員交替に伴う異動であることが併せて承認された。

記

特別委員会委員の補充

委員会名	退任委員	補充委員	備考
1) 新設大学拡充特別委員会	赤木(岡山大)	岡山大	(第2委員長)
2) 教養課程に関する特別委員会	小川(東京外語大)	群馬大	
3) 科学技術行政特別委員会	小田(神戸商船大)	東京商船大	
4) 図書館特別委員会	篠原(名古屋大)	名古屋大	
5) 研究所特別委員会	金倉(宮城教育大)	宮城教育大	(第2委)
	斯波(東京工業大)	東京工業大	
	岡田(大阪大)	大阪大	
	飯島(広島大)	岡山大	
	斎藤(和歌山大)	和歌山大	
	赤木(岡山大)	岡山大	
	岡田(大阪大)	大阪大	
6) 医学教育に関する特別委員会	赤木(岡山大)	広島大	(第2委)
	堀内(北海道大)	小樽商科大	
	細谷(山形大)		
	徳江(茨城大)		
	鐘ヶ江(東京外語大)		
	富山(東京水産大)	東京商船大	
	水戸部(横浜国立大)	新潟大	
	小野(静岡大)	岐阜大	
	田中(山口大)	奈良女子大	
	小池(九州芸工大)	愛媛大	
7) 入試期特別委員会	町野(鹿児島大)	九州大	(第2委)
		佐賀大	
		(理事)	

7. 入試期の1期・2期の問題について

会長より、目下第2常置委員会より入試を全国一斉に行なうことの可否についてアンケートをとることの案が手元に来ているが、このことについて入試期特別委員会の本川委員長のご意見を伺いたい旨が述べられ、ついで本川委員長より、このことについては、多年

にわたり第2常置委員会で検討され、その報告に基づいて前回の総会で入試期特別委員会が設置され、その後同特別委員会で1期・2期の振分けについて検討してきたが、さきの6月の総会までには各大学との照復の余裕も十分につくし得なかった事情もあり、結論を得るに至らなかった。また、本特別委員会で

は最近大学問題に関連して入試方法も根本的に検討しなければならないとの意見もでた。その際振り出しに戻って、入試は全国一回一斉に施行すべきだとの意見もあった。結局本特別委員会としては、各大学の現状からみて、この際1期・2期の振分けを行なうことは、徒に混乱をひきおこすこととなり、又大学問題について根本的に検討されつつある現在においては、入試期の問題より寧ろ第2常置委員会において入学試験そのものについて抜本的に検討すべきであって、本委員会はその結論をまって改めて検討するということになり、それまでしばらく休会することになった。ついては、この際全国一斉に入試を行なうことのアンケートをとることについては、このようになった事情を各大学に十分承知してもらった上で、慎重に検討する必要があると思う旨の意見が述べられた。

ついで、今後のすすめ方について討議された後会長から、この問題は、さきに第2常置委員会で検討した「入学試験期日決定方法に関する方針」に基づき、その実施方法について

入試期特別委員会を設置して検討することが総会で決定されたものであるので、この際振り出しに戻ってアンケートをとることはいかがかと思われる。今後さらに第2常置委員会において入試期特別委員会の意見も考慮され十分検討していただき若しアンケートをとるようになったとしても、秋の総会に諮つた上で処置したいと述べられた承された。

8. 特別会計制度協議会の国立大学協会側委員の補充について

国立学校特別会計制度協議会設置についての申し合わせ、2項により次のとおり補充することとした旨報告、了承を得た。

第6常置委員会委員長の交替により

近藤東京農工大学長
会長指名の学長委員増田一橋大学長の退任
により
加藤東京大学長

9. 第44回総会開催期日について

第44回総会開催期日について諮られ次のとおり了承された。

日 時 11月24日(月)、25日(火)

場 所 学士会館(神田)

(2) 理事会議事要録

日 時 昭和44年8月12日(火)午前10時

場 所 学士会分館

出席者 奥田会長、和達副会長

堀内、柳川、秋月、加藤、小塚、宮島、
村松、中川、藤野、今西、藤本、稻荷山、
前川、久保、中塚、広田各理事
井上(第3)、近藤(第6)、鎌田(第7)各常置委員会委員長
細谷、横田各監事

奥田会長より、開会の挨拶があったのち、丁子主事から本日の会議資料の説明があり、続いて二宮主事前回(7月26日)の議事要録を朗読し、承認され議事に入った。

I 前回理事会以後の主要事項(報告)

(1) 「大学の運営に関する臨時措置法」の成立について

この法案については、本協会として終始反対の意志表明をしてきたが、8月3日参議院において裁決が強行され、8月7日の官報に公布され、8月17日から施行されることになった。

(2) 文部省との懇談について

文部省から去る8月7日国大協の役員と「大学の運営に関する臨時措置法」について懇談したい旨の申出があり、会長、両副会長、在京理事等が国立教育会館において文部大臣と会見し、大臣からは改めて法律制定の趣旨の説明があり、その実施方について協力を要望された。

われわれとしては、本日の理事会の前でもあり、協会としての公式な立場ではなかったがこれに出席して、法案があのような形で成立したことについて、各大学の自主的な解決を却って妨げる結果となり紛争をますます激化させるおそれがあることを卒直に述べ、結局話し合いは平行線に終わった。なお、このあと、新聞記者会見を行なって同様の趣旨を述べた。

(3) 定員削減に関する要望書について

本件については、去る7月26日の理事会の協議に基づいて、同日理事会の終了後文部大臣の代理として文部事務次官に会い、要望書を渡しその実現方を強く要望し、同時に内閣官房長官にもこれを提出して要望した。また大蔵大臣、行政管理庁長官に対しては、明13日懇談の上要望する予定になっている。このことは、既に各大学に対し文書をもって通知しておいた。

(4) 研究部会の発足について

去る7月26日の理事会と大学運営協議会との合同会議において協議を願った大学問題に関する調査・研究の組織については、その後各研究部会の委員の人選も終わり、委嘱の手続きをとって、昨日(11日)各研究部会合同の全体会議を開き、各部会において採りあげべき問題点や今後の運営方法について協議

を行なった。そのあと、引続いて各研究部会ごとに会合を開いて、それぞれ研究部会としての審議事項・審議計画・日程等を協議し、作業を始めることとした。引続いて各研究部会の全体会議を開き、検討すべき事項に関する各研究部会の調整について協議した。その際今後の審議日程に関する一応の目標について協議の結果各部会では、9月初めまでにそれぞれ検討事項を審議し一応案のとりまとめを行ない、その状況を9月9日までに各研究部会の全体会議に報告するとにこなつた。

なお、大学運営協議会研究部会の委員は次のとおり決定した旨報告があった。

第1研究部会(管理、運営)

部会長	柳川昇	弘前大
委員	今西錦司	岐阜大
委員	小野勝次	静岡大
委員	前川忠夫	香川大
委員主査	田上穰治	一橋大
専門委員	伊藤正巳	東京大
専門委員	雄川一郎	東京大
専門委員	沢田正三	東京工業大

第2研究部会(研究、教育)

部会長	小塚新一郎	東京芸術大
委員	細谷恒夫	山形大
委員	宮島竜興	東京教育大
委員	谷口澄夫	岡山大
委員主査	松田智雄	東京大
専門委員	小野周	東京大
専門委員	柿内賢信	東京大
専門委員	市原昌三郎	一橋大
専門委員	成川武夫	東京芸術大
専門委員	綿貫芳源	東京教育大

第3部研究部会（大学と社会）

部会長 中川善之助 金沢大
委員 秋月康夫 群馬大
委員 伊藤郷平 愛知教育大
委員 野田稲吉 三重大
委員主査 武田隆夫 東京大
委員主査 田畑茂二郎 京都大
専門委員 佐々木徹郎 東北大
専門委員 清野武 京都大

続いて、各研究部会長より、それぞれの部会で採りあげて検討する事項の説明があり会長より検討すべき問題点等についてお気付きの問題があれば部会又は協会事務局の方へ申し出でられたい旨が述べられた。

II 協議事項

1. 「大学の運営に関する臨時措置法」に対する措置について会長より、先に報告したとおりこの法律が成立し、近く施行されることになったが、この段階において、当協会としてとるべき措置について審議してほしい旨が述べられ、次の点について諮られた。

(1) 臨時総会開催の要否について

このことについて、種々意見が述べられ協議の結果、開催すべきであるという意見にまとめ、8月18日（月）10時より学士会館（神田）において臨時総会を開催することに決定した。

(2) 開催する場合、協会として何等かの形で意見の会長より意見の表明について。

会長より総会において何らかの意見の表明をすべきであるかどうかについて諮られた結果、協会として、この際何等かの意見は当然出すべきであるが、このことをについては総会に諮った上決定すべきである

ということになり、理事会においては決定しないことになった。なお、文案および形式についても会長談話にするか協会声明にするかを18日の総会に諮って決定することになった。

(3) なお、本日の理事会のため予め準備した「会長談話」（試案）について参考のため理事会の意見をきくこととし、別紙「会長談話（案）」を朗読の上、協議した結果次のような意見や質疑応答があった。

○ この案を「会長談話」（案）として各大学へ送ることは、総会においてすべて決定するという方針からすれば、理事会として行きすぎではないか。

○ 協会としては、或る程度意志統一ができ上った上、表明をするのが望ましいが、實際上統一することは困難である。

さきに審議した「大学の管理運営に関する意見」の時は審議の手続きで約3年を要した。実際問題として、1大学内での意見の統一も困難であり、75大学となると相当の日数がかかると思う。

○ 意見を発表するとすれば、今回の場合は、時機を失わないうちにすべきで、大筋の会長談話がよいと思う。

○ 単に「大学法」に反対とか賛成とか言うことでなく、この点はこういうところが悪いという意見を出したらどうか。

○ 本日の理事会で了承を得れば、至急本日の案を各大学へ送付して検討願ひ、来たる18日の臨時総会で更に検討し、総会の承認を得れば国大協として公表してはどうか。

○ 各大学へ（案）を送付する場合は、「会長談話」案の標題を削り、総会での審議の

「参考資料」として送付するようにしてほしい。

休憩 午後1時再開

議事再開に先だち、事務局長より各大学へ送付する案は、「会長談話」（案）を削り、「参考資料」の見出しを入れること、および各大学にこれを送付する場合の送付案文について披露があり原案どおり了承され、続いて「参考資料」について検討された結果、別紙のとおり一部字句の修正が行なわれ承認された。よってこの修正した「参考資料」を各大学長宛に送り、総会までに各大学長に検討を願うことになった。したがって、8月18日の総会においては、協会としての「意見表明の要否」の決定および意見を表明するとすれば、その内容については、総会において作成すること（この場合さきに各大学長に送付した「参考資料」を採るか否かは総会の決定による）また、その形式を「会長談話」とするか、「声明」とするかについても総会において決定の上公表することとした。

2. 「大学の運営に関する臨時措置法」の問題点について

加藤理事より別紙会議資料によって逐条的に問題点について東京大学としての考え方の説明があった。

3. 「大学関係法令」に関する各大学の質疑に対し国大協において相談に応ずることについて

一部の大学より、「大学関係法令」に関連した事項について各大学から質問なり疑義なりがある場合には、国大協として相談に応ずるようなことを考えて欲しい旨の要望があり、会長よりこのことは、大学運営協議会が本来その任務を持っているので、一応運営協議会としてこれを担当し、専門委員にお願い

して要望に沿うようにしたいと思うが18日の総会に諮って承認を得ればそのようにしたい旨が述べられ、了承された。

4. 新聞記者会見について

本日理事会終了後新聞記者会見をすることになっているが、「大学法」に対する意見は、総会で決定することのみを述べることを申し合わせた。

(3) 第44回総会(臨時)議事要録

日時 昭和44年8月18日(月)午前10時～午後3時30分

場所 学士会館(神田)

出席者 各国立大学長

奥田会長主宰の下に開会。

I 挨拶その他

(1) 会長挨拶

会長より、「大学運営臨時措置法」が成立公布された段階において、国大協として如何に対処すべきかについて、去る8月12日理事会を開き協議したところ、この問題は各大学の極めて重要な問題であるので、臨時総会を開いて協議する必要があるということで取急ぎお集りを願い臨時総会を開いた次第である。したがって、本日はこの問題を主題として十分協議を願いたい旨の開会の挨拶があった。

(2) 代理出席について

会長より、本日の代理出席について次のとおり紹介があった。

岩手大学樋口学長に代わり土居教授
東京工業大学加藤学長(取扱)に代わり

浅枝教授

一橋大学 増田 四郎

村松 祐次
(取扱)

三重大学野田学長に代わり荒井教授

福井大学 藤野 清久

塚野 善藏
(取扱)

大阪教育大学黒崎学長(取扱)に代わり柳教授

名古屋大学 芦田 淳
(取扱)

芦田 淳

島根大学梶田学長に代わり坂本教授

大阪大学 山本 巖
(取扱)

本城市次郎
(取扱)

広島大学飯島学長に代わり内海教授

大阪教育大学 中村 治
(取扱)

黒崎 達
(取扱)

(3) 会議日程および会議資料について

丁子主事より、本総会の日程と配付資料について説明があり、資料13の2枚目の標題「要望書」を「会長談話」に訂正した。

九州大学 問田 直幹
(取扱)

谷口 鉄雄
(取扱)

なお、長谷川徳島大学長は先般来病気のため、平形教授が、学長事務代理をされている旨の紹介があった。

II 会務報告

会長より次の各事項について会務の報告があった。

(2) 理事、特別委員会委員その他の交替について

(1) 学長の交替について

前総会以後の学長の交替について次のとおり紹介があった。

学長の交替によって理事は、一橋大学が村松学長事務取扱、福井大学が塚野学長事務取扱に交替された。また、特別委員会委員および特別会計制度協議会の委員が次のとおり交替された。

大学名	旧	新
宇都宮大学	西山 太平 (取扱)	奥野 俊 (取扱)

特別委員会委員の補充

委員会名	退任委員	補充委員
1) 新設大学拡充特別委員会	赤木(岡山大)	岡山大
2) 教養課程に関する特別委員会	小川(東京外語大)	群馬大
	小田(神戸商船大)	東京商船大
3) 科学技術行政特別委員会	篠原(名古屋大)	名古屋大
4) 図書館特別委員会	金倉(宮城教育大)	宮城教育大
	斯波(東京工業大)	東京工業大
	岡田(大阪大)	大阪大
	飯島(広島大)	岡山大
	斎藤(和歌山大)	和歌山大
5) 研究所特別委員会	赤木(岡山大)	岡山大
6) 医学教育に関する特別委員会	岡田(大阪大)	大阪大
	赤木(岡山大)	広島大
	堀内(北海道大)	小樽商科大
	細谷(山形大)	
	徳江(茨城大)	

7) 入試期特別委員会

鐘ヶ江 (東京外語大)	東京商船大
富山 (東京水産大)	新潟大
水戸部 (横浜国立大)	岐阜大
小野 (静岡大)	奈良女子大
田中 (山口大)	愛媛大
小池 (九州芸工大)	九州大
町野 (鹿児島大)	佐賀大

特別会計制度協議会委員の交替
 斯波東京工業大学長に代わり近藤東京農工大学長
 増田一橋大学長に代わり加藤東京大学長

(3) 前総会以後の主な事項について

① 定員削減に関する要望書について

先般文部省より示された定員削減の問題については、本年6月の学長会議の際にも問題になり、ついで第6常置委員会において検討願ひ、また、各大学よりも強い要望があったので、7月24日第6常置委員会を開いて協議した結果、同日要望書の成案を得、7月26日理事会を開いて協議の結果、原案どおり承認され至急関係方面にこれを提出することが承認された。なお、この要望書は、急を要したことと、その内容は、第41回総会の決議を経たものと同じ趣旨であったので、総会には事後承認を求めることが併せて承認された。このことは既に要望書の写を添えて各大学に通知をしたが、本日の総会で改めて事後承認を願ひたいと説明があり、承認された。

なお、この要望書は、7月26日理事会終了後会長および小塚、柳川両理事が、文部大臣代理として天城次官に会い、要望書を渡しその実現方を強く要望するとともに内閣官房長官にもこれを提出要望し、同日の記者会見においてもこれを公表した。また8月13日和達副会長、近藤第6常置委員長、加藤第6常置委員、隅谷第6常置専門

委員が澄田大蔵次官に、また、大行政管理庁次官にそれぞれ会って要望書を提出し善処方を要望した。

② 大学問題の調査研究について

大学問題については、昨年以來各常置委員会のほか、大学運営協議会およびその作業部会である大学問題研究部会で検討を続けてきた。その間大学側においては紛争を契機として、それぞれ個別に改革委員会等を設けて独自の改革案等を検討してこれを公表する向きが多くなってきた。

国大協としては、これらの改革案等が各大学毎にその経緯と伝統を異にしている実情を考慮して、この際これらの意見を取りまとめて統一見解を出すことを避け、差し当たり大学運営協議会が斡旋して、各大学の改革案等を相互に交換し、各大学それぞれこれを検討することにより、各大学共通の理解とよりどころを得られればと考え今日までつとめてきた。ところが今回、中教審においては、第26特別委員会を設けて審議を進め来たる11月には大学制度改善の基本構想について試案をとりまとめ中間報告を行なう予定とのことである。本協会としては、これらの点をも考慮し、大学問題について早急に検討し、本協会としての心構えを

しておくことが必要と考え、去る7月22日大学問題調査研究準備委員会を開いて、これについての具体策を検討したところ、一応の成案を得たので、7月26日に理事会と大学運営協議会の合同会議を開き、準備委員会案を中心に今後における大学問題の調査研究について協議した結果別紙（48頁参照）のとおり決定し直ちにこれを実施することになった。

なお、このことは総会に諮って処置すべきであるが、問題の性質上急を要するため、各大学長には文書をもってご了承を得、次の総会で追認を願うことになったので、本日改めて追認を願いたい旨の報告と追認について諮られたところ異議なく承認された。

なお、各研究部会の委員は次のとおり決定した旨報告があった。

大学運営協議会研究部会委員

0印は小委員

第1研究部会（管理、運営）

部会長	○柳川 昇	弘 前 大
委員	今西 錦司	岐 阜 大
委員	小野 勝次	静 岡 大
委員	前川 忠夫	香 川 大
委員主査	○田上 稷治	一 橋 大
専門委員	伊藤 正巳	東 京 大
専門委員	雄川 一郎	東 京 大
専門委員	沢田 正三	東京工業大

第2研究部会（研究、教育）

部会長	○小塚新一郎	東京芸術大
委員	細谷 恒夫	山 形 大
委員	宮島 竜興	東京教育大
委員	谷口 澄夫	岡 山 大
委員主査	○松田 智雄	東 京 大

専門委員	小野 周	東 京 大
専門委員	柿内 賢信	東 京 大
専門委員	綿貫 芳源	東京教育大
専門委員	市原昌三郎	一 橋 大
専門委員	成川 武夫	東京芸術大

第3研究部会（大学と社会）

部会長	○中川善之助	金 沢 大
委員	秋月 康夫	群 馬 大
委員	伊藤 郷平	愛知教育大
委員	野田 稻吉	三 重 大
委員主査	○武田 隆夫	東 京 大
委員主査	○田畑茂二郎	京 都 大
専門委員	佐々木徹郎	東 北 大
専門委員	清野 武	京 都 大

以上報告があつてのち、さらに研究部会その後の進行状況と今後の予定について次のとおり報告があつた。

8月11日第1回の各研究部会の全体会議を開催して各研究部会で検討すべき事項の大綱について協議し引続いて各研究部会に分かれて会議を開き、それぞれの検討事項および今後の審議日程などについて打ち合わせを行なった上、続いて再度全体会議を開いて検討事項の全体的調整を行なった。

その結果、審議予定は一応8月中に泊り込み作業等により各研究部会の検討を終わり、9月中旬までに大学運営協議会に中間報告をして貰うよう一応予定されている。

③ 学術審議会「学術研究体制の整備に関する中間報告」について

学術審議会は、去る6月23日大学における学術研究体制の整備についての基本的な考え方について、中間報告を行なった。同審議会では、若し意見があれば10月か11月までに申出てほしいとのことであるので、当

協会としての取り扱いをどうするかについて第1常置委員会が検討したところ、この中間報告については、同審議会より文部省を通じて直接各大学に対し、意見を照会しているの、今の段階で国大協がすすんで意見を出すことは適当でないと考え、文部省に意見を出した大学があれば、その写を当協会に送付していただきそれを検討した上で考えることになった旨の報告があった。

④ 入試期の1期・2期の問題について

この問題については、多年にわたり第2常置委員会で検討され、その報告に基づいて入試期特別委員会が設置され、その後同特別委員会で1期・2期の振分けについて前委員長渡辺試案等を検討してきたが、前総会（6月）までには各大学との照復も十分に尽し得なかった事情もあり、結論を得るに至らなかった。結局同特別委員会としては、1期・2期振分けの問題は、同特別委員会設置の当時と現在では、各大学の事情も甚だしく変わってきており、今これを実施することはいたずらに混乱をひき起こすおそれがあるばかりでなく、また各大学が大学問題について根本的に検討しつつある現状から見て、この際入試期振分けの問題よりもむしろ入学試験制度そのものにつき第2常置委員会において、抜本的に検討を願ひ同特別委員会は、その結論をまって改めて検討するということになり、それまで暫らく休会することになった。なお、このことは前総会で委員長より報告されたと思うが、7月26日開催の理事会において改めて確認されたので念のため報告する。

⑤ 次回総会開催予定期日について

会場の都合もあり、秋の定例総会の開催予定期日を7月26日の理事会に諮り次のとおり予定することにした旨報告された。

日 時 11月24日（月）25日（火）

場 所 学士会館（神田）

⑥ 大学の運営に関する臨時措置法案の問題について

(イ) 法案に対する会長の意見表明の要旨について

会長より、次のとおり報告説明があり了承された。

7月26日の理事会において、当時同法案は、衆議院文教委員会で採決が行なわれ本会議でも裁決が強行されようとしている時であったので、これに対する応急策について協議したところ、別紙（46頁参照）の要旨の意見を表明することが了承されたので、理事会終了後直ちに文部事務次官に会い、善処方を要望すると共に引続いて記者会見を行なって口頭をもって意見を表明した。このことは文書をもって各大学に報告し了承を求めたとおりである。

(ロ) 同法の成立について

その後この法案は、衆議院本会議において裁決が強行され、参議院においては、委員会でも本会議でも何等実質的審議が行なわれることなく、全く異常な状況において裁決が強行され、8月7日法律第70号をもって公布され、昨8月17日から施行されることになった。

また、これに伴って、臨時大学問題審議会令が8月14日政令第219号をもって公布され、法律同様8月17日から施行されることになった。

(ハ) 文部大臣との懇談について

文部省から、8月7日国大協役員とこの法律について懇談したい旨の申出があり、会長、両副会長、在京理事等が、国立教育会館において文部大臣と会見した。大臣からは、改めて法律制定の趣旨と経過の説明があり、実施について協力方を要望された。われわれとしては、その際国立大学協会としての公式な立場ではなかったが、法案が異常な形で成立したことについて、そのためかえって各大学の自主的な解決を妨げる結果となり紛争をますます激化させるおそれがあることを卒直に述べ、話し合いは結局平行線で行なわれて終わった。そのあと記者会見を行なって同様の趣旨を述べた。

(二) 理事会の協議について

8月12日理事会を開いて、法律が成立し近く施行される段階において、協会としてとるべき措置について協議した結果、次のとおり決定された。

- この問題は、各大学に関する重大な問題であるので、この際臨時総会を開いて総意をきくこと。(満場一致で決定)
- 協会として、何等かの意思表示をするか否かそれらの対策については総て臨時総会に諮って決定すること。
- 意思表示をすることになった場合、その内容についても総会において協議の上作案し決定すること。なお、この場合の審議の「参考資料」を予め各学長宛送付し、前もって検討して頂くこととし、別紙資料を送付した。

なお、事務局長より一昨日16日に文部次官通達が出され、大臣の談話も出されたので一連の資料として別紙新聞を配布した旨の報告があり、また会長よりNHKから、

法施行の日に、文部大臣との対談に出てほしいとのことで、会長の立場でなく、一大学人として村松氏、平塚氏と共に出席したことについて了承を求められた。

III 協議事項

- (1) 予定の協議に入る前に会長より東北地区国立大学教官連合より「総会を国立大学の教官に公開されたい」旨の申し入れがあった旨の報告があり、これについて審議したところ、賛否両論があり、本日直ちに決めることは困難であるので、今後の検討事項として、できれば次回総会までに態度をきめることとした。

(注) 現在組織の上で、学長以外の教官は、各常置委員会に2名宛参加し、また専門委員として各常置委員会および特別委員会に参加しているほか、大学運営協議会の委員として参加する等現在相当数の教官が関係している。

- (2) 「大学の運営に関する臨時措置法」について

会長より、この法律制定のいきさつは既に会務報告のうちで述べたとおりであるが、本日はこの際これに対して当協会としていかなる態度をとるべきか十分論議を尽し、遺憾のないよう対処したい旨が述べられ、次の点について慎重に協議が行なわれた。

- ① 総会として意思表示をするかどうか、するとすればどのようなものとするかについて
会長より、理事会で相談の結果、この際意思表示をするかどうか、するとすればその内容についても総会で十分検討した上で決めることとなったので、本日は、さきに「参考資料」として各大学長宛に送付した案にとらわれず、自由な立場で十分意見の交換を行なった上公表するか否かを決めて

ほしいと述べられ、各委員の間で次のような意見が述べられた。

- 国大協として意見を発表する以上、各大学はそれに拘束されなければならないかどうか、会長談話は、意見を背景として発表するものときくが、もしそうだとすれば、反対意見もあってよいし、拘束するものでもないと思う。
- 各大学の自主性を尊重しながら共通の理解を得ることが、基本的態度であることに変わりはないので、各大学の意見を統一することが対外的に望ましい場合もあるが、これを強いるものでもなく、また拘束するものでもない。
- この問題に関しては、前に法案が出された段階で会長談話として公表したので、首尾一貫する意味で法が施行された段階でも会長談話として公表されたい。なお、とかく反対面だけが出過ぎるようだから、内容には自主的解決の決意を十分にもり込んで貰いたい。
- 公表は従来のような会長談話的のものならば賛成。
- 公表は賛成だが、統一見解として出すことが不可能なら、会長談話では弱いので、もっと強く打ち出すために国立大学協会有志という形をとることはできないか。
- 適当な形での意思表示は賛成。この法律制定の審議過程にも問題はあがるが、形式的のものよりもむしろ法律の内容自体に問題がある。
- 法の内容に対する意見と、法の成立過程に対する意見と、そして自主的解決の決意を表明する。表明の方法としては、国大協としての声明としてほしい。また、法律の

条文の解釈を究明し、適用に誤りのないよう要請する必要もある。

- 今回の強行採決に対する批判（中立的）も含めた強い姿勢の協会声明を出したい。
- 会長談話の形では弱すぎるので声明書としたい。

以上のような意見があったが何等かの意思表示をすべきだとの点では何等反対もなく意見の一致をみたので意見を公表することが了承された。

② 公表の場合その内容・形式について

声明書とするか、会長談話とするか、また、その内容をどのようにするかは総会が決めることになっているため協議の結果起草委員を各地区より1名（関東地区2名）宛選考し、参考資料（配付資料12）を参考にして、本日話し会ったことを考慮に入れ原案の作成を願うこととし、各地区別に協議した結果、次のとおり起草委員が選ばれた。

北海道・東北地区	柳川弘前大学長
関東・甲信越地区 (2名)	加藤東京大学長 藤岡山梨大学長
中部地区	中川金沢大学長
近畿地区	稲荷山奈良教育大学長
中国・四国地区	熊谷愛媛大学長
九州地区	田中佐賀大学長

なお、和達副会長が委員長としてこれに参加されることになった。

（正午より約1時間休憩昼食）休憩昼食の間を利用し、別室において上記起草委員が配付資料（12）の参考資料を参考にして作業し、これを会長談話とするか、声明にするかについては総会に諮ることとした。

（午後1時35分再開）

和達副会長より起草委員の間で案文について協議の結果、参考資料(12)の案文を修正して一応別紙のとおり成案を得た。ついては、きたんのない意見を伺いたい旨が述べられ、ついで次のような意見や質疑応答があった。

- 今回の「大学法」は、5箇年の時限立法とは言うけれど、従来の時限立法とは異なっているようで、5年経過した際も特に廃止立法をしなければ効力が続くので、廃止法律の実現を期待することを特に末尾に加えることにした。
- 法案反対の精神が十分に含まれていないような気がする。
- この文案は、1日も早く……差し当たってはこれを認める、と一応法律を認めた態度で意見を述べているようだが、認めたという立場に立って行動した場合に矛盾が生じないかどうか。
- 色々問題はあがるが、一応成立した、それにとらわれて行動するかしらないかは、それぞれの大学が自主的に判断するものである。
- 法律的に有効か無効かについては種々問題があり、目下のところ断言はできないが、この法律が出たことによってわれわれの態度に変わりがない。適用されないように自主的解決の努力をすべきだ。
- その他立法化によって大学の運営を困難にするとか、大学の自治の本質をゆがめる具体例などについて忌憚ない意見が交換された。

以上で、一応意見も出たようであるから、会長に一任してはどうかとの提案があり、会長より、内容については賛成を得たものとする、字句については、起草委員

と相談したい旨述べられ、これを了承、よってこれを本日総会終了後記者会見を行なって公表することとした。なお、声明書の形式をとるか会長談話の形式にするかについては、種々議論があったが、協議の結果、会長談話の形で発表することとし、公表の際、もう少し強い意見もあったことをつけ加えることで了承された。

- (2) 大学運営協議会において大学関係法令に関する各大学の質疑に応ずる事業を行なうことについて

会長から、去る8月12日の理事会において、先般公布された「大学の運営に関する臨時措置法」について協議された際、今後同法その他大学関係の法令の解釈等に疑義が生じた場合、大学運営協議会において各大学の問合わせに応じられるよう何等かの措置を講ぜられたい旨の要望があった。よって同日の理事会で協議の結果、このことは大学運営協議会本来の目的にも沿うことであるので、同協議会において各大学の質疑に応じるような体制を整えることが必要と考え、大学運営協議会の法学関係の臨時委員、専門委員の協力を得てこれを担当して頂くことについて一応承認された。しかしこのことは同協議会の了承を得る必要があるので、便宜この席を借りて委員その他の方々の了承を得たいと述べられ、異議なく承認された。

(4) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和44年9月17日(水)午前10時
場所 学士会分館
出席者 井上委員長

徳江, 後藤 (代, 酒井), 砂崎, 広橋,
永松各委員
総山, 三島各専門委員

井上委員長主宰の下に開会。

議事に先だち、後藤委員（富山大学長）の代理として出席された酒井学生部長の紹介があり、続いて、本日の審議資料の説明があつて議事に入った。

1. サークル部室の基準について

初めに委員長より、さきに本委員会でもとめた文化系サークル部室の新営に関する基準試案は、その後各大学へ送付してこれに対する意見をアンケートによって調査したところ、75大学中47大学からの回答を得た。その内容を、三島小委員長の下で、調査の結果、別紙「文化系サークル部室の新営に関する基準試案についての各大学の意見」とおりに整理された旨報告され、ついで三島小委員長からその回答内容について次のとおりに説明があつた。

回答大学は、9月5日現在で47大学（その後本日までには4大学から回答があり現在は51大学）である。

意見の内容を見ると、上述の調査表のとおりで各大学共大体において趣旨には賛成であり、特に反対の大学は無いが、その内容については必ずしも同一の意見ではない。例えば①部室使用サークルの選定や部室の管理運営等は、出来るだけ各大学の自治に任せてほしい②基準の具体的な実施に当たっては各大学の実状、特殊性を考慮してほしい③小規模大学が不利にならないように④体育系サークル部室の基準も作る必要がある等種々意見があつたと詳細な説明があつた。

続いて、この問題についての質疑に入る前事務局長より次の問題について緊急提案があつたので、議事の進行上、サークル部室の問題を一時中断し、この問題を審議することとした。

2. 大学問題研究部会と学生問題に関する検討事項について

事務局長より、目下大学問題について、第1、第2、第3の研究部会で検討を続けているが、先日これら研究部会の全体会議を催し、各研究部会の検討事項について協議の際、学生問題については第3常置委員会にお願いしてほしい旨の要望があつたので、これを引き受けて検討するかどうか本日決めてほしい旨を述べられ、研究部会の審議状況を報告し、続いて意見の交換が行なわれた。

その意見の主なるものは①研究部会から割り当てられた問題を検討するのか、研究部会に第3常置委員会が割り込むような形にするのか、また、第3常置委員会が独自に検討するのか②研究部会の発足当時はこれ等の問題は研究部会が中心として検討することになっていたことから考えると、形式的にも研究部会で学生問題をも検討すべきで、研究部会とは別の組織である第3常置委員会で意見を出すことは具合が悪いので、運営協議会（研究部会）に第3常置のメンバーが加わり協力するのがよいのではないかと。つまり、③研究部会として、学生問題関係の適任者を委員として加えたらどうか、その場合第3常置から委員を送ることも考えられる。等であつた。

協議の結果学生問題については、研究部会で検討して貰うこと。第3常置委員会としては、研究部会から要請があれば第3常置委員のうちから適任者を委員に出して協力する、

ということに意見が一致した。

以上で研究部会に関する協議を終わり、再びサークル部室の問題について協議された。

○ サークル部室の基準について

この問題について議事を再開し、引き続き種々意見の交換が行なわれた結果、さらに小委員会を開いて各大学から寄せられたアンケートの集計結果を参考として基準案の再検討を行ない、訂正すべきものはさらに訂正し、改めて第3常置委員会に諮り、承認を得れば、これを理事会および総会に提出することとした。

3. 就職あっせん時期について

このことについては、各大学からのアンケートの回答を調査した別紙「大学卒業予定者就職推せん選考開始時期等に関する申し合わせの趣旨違反の事例について」を朗読し、丁子主事より違反事例の状況について詳細な説明があり、続いて、委員長よりこの問題は、毎年繰り返されている難問題で、その解決は極めて困難である。大学側にも一面の責任はあるが、結局は企業側が強力で協力してくれなければ、その解決は至難であり、未だ実現性のある解決策は見当たらない状況であると報告された。

なお、このことについては、来たる9月24日文部省主催で「就職問題に関する懇談会」があるが、その際国大協としてどんな態度で臨んだらよいかと諮られたが、国大協としては、従来の方針を根本的に改めるには、総会の承認を得なければならないので、今度の場合、従来からの方針に従い、教育上の立場から今までの申し合わせどおりとし、企業側でもっと厳重に期日を守ってほしい旨申し入れることとした。また、委員長は差支えが

あってこの懇談会に出席できないので、後で適当な人を選んで出席して貰うこととした。

4. 次回小委員会開催日を次のとおり決定した。

日時 昭和44年10月17日午後1時より

(5) 文部省主催就職問題打合わせ 会報告

日時 昭和44年9月24日(水)

午後2時～5時

場所 溜池明産ビル

出席者 国公私各大学団体関係者(別紙1)

文部省村山大学学術局長、石川学生課長、小岩学生課長補佐

概要

- 文部省側から開会の挨拶があり、石川学生課長主宰の下に進行。
- 初め、昭和43年度大学卒業者の就職状況について、小岩学生課長補佐から別紙調査結果の概要(別紙2)に基づいて詳細な説明があった。
- 次いで各大学団体が行った昭和44年度「大学卒業予定者就職推薦選考開始時期等に関する申し合わせの趣旨違反の事例」について、国立大学協会は鶴田事務局長、公立大学協会は中山連絡所長、私大連盟は小川就職部長、懇談会は古賀庶務課長から、それぞれ当該団体の調査結果の状況について報告が行なわれた。
- 続いて、以上の報告を中心に種々懇談が行なわれたがその主な事項は
企業側を申し合わせに参加させて責任をもたせることについて

事務系、技術系の選考期日を一本化することについて

就職事務を大学から職安に任せることとその場合の得失について

就職問題について大学団体のトップレベルと労働大臣等の会見を企画することについて
紛争以後の企業側採用状況について

従来の申し合わせ期日の教育的意義の検討について等

各般の問題にわたって熱心に討議された。

○ 最後に、本日の参会者の範囲でもう一度会合をもつこととし、それまでに各団体で

(1) 申し合わせの時期について

(2) 企業側にも責任をもたす方法について

の二点についてさらに検討しておくこととし、次回を10月25日(土)に予定することとして散会。

(6) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和44年7月25日(金)午後2時

場所 国立大学協会会議室

出席者 村尾、阿部、柳川、香月、井上、平、
久保、小池、中塚各委員、宮田専門委員

太田委員長欠席のため、柳川委員が委員長代理となって開会。議事に先だち、二宮主事前回の議事要録を朗読し、承認され、ついで本日の会議資料の説明があったのち、議事に入った。

○ 今後検討すべき問題点について

初めに、柳川委員長代理より、本日は先ず6月の総会で改選された新メンバーによって、本委員会は今後どのような問題を探りあ

げて検討をすすめるべきか各委員から自由に意見を出していただきたいと述べられ、各委員より種々の問題点を提出され、意見の交換が行なわれたが、その主なる事項は、次のようなことであった。

(1) 保健管理センターの助教授定員を、教授に格上げすることについて

現在保健管理センターの所長は、助教授又は講師をもってこれにあてているが、センターの重要さと機能の十分な運用を期するためには、現行の助教授の定員を、教授の定員に引き上げる必要がある。現実の問題として所長を選ぶ場合、助教授の定員では適任者を選ぶことが容易でなく、また、現在医学部のある大学では兼任ならば、学内操作で、教授をあてることも出来るが、専任でなければいろいろな部面において具合が悪い。また、保健管理センターの配当定員の問題を考える場合、医学部のある大学とない大学では事情も違うので二つにわけて考えなければならない。

以上のような意見があり、討議の結果、宮田専門委員に原案をつくって貰って、できるだけ早くセンター制度の充実についての要望書を出すことに意見がまとまり、要望書について次回委員会で検討することとした。

(2) 育英奨学金についての要望書について

本年度も昨年に引続いて、奨学金の増額と人員の増加を要望すべきだとの意見があり、これについては、時期的にいつ頃がよいか事務的に事情を調べた上、次回委員会で審議の上要望することに意見が一致した。

(3) 厚生補導費の増額要求について

この問題については、本日は委員長欠席のため改めて協議することとした。

(4) 学寮について

最近学寮を、教育上の一環としての施設として見る考え方と、単なる下宿的の施設として考えるのと二つの考え方がある。文部省では、新しく学寮問題に関する委員会を設け、学寮に関する諸規程、学寮のあり方、施設、管理関係などの点について検討をしようとしている。場合によっては、本委員会の要求もその委員会に出すことも考えられる。

(5) 学生の災害保険について

この問題については、その具体的実施方法を予めから井上委員に検討をお願いしてあったが、この度調査結果がまとまったので、同委員から別紙配付資料「学生の災害保険についての調査の報告」によって、その内容の説明があったのち、結局、現状では保険会社と契約し、保険料を可及的低率になるように工夫してその実施方法を考える以外には実現可能の見込のある方法は考えられないということであった。

以上の報告があったのち、本委員会として本格的にこの案によって実施の方向で検討を続けるべきかどうかについて検討した結果、一応アンケートによって各大学（国立のみ）の意見を確かめ、その上で最終的に実施に踏み切るか否かを定めることにした。

なお、アンケートには、次の項目を入れることとした。

- 各大学で希望（平等に）ずるか否か
 - 各学部別学生実数
 - 学部毎の年度別事故数とその内容
 - 事故の程度
 - 事故が正課、必修実習、課外のいずれか
 - 教官及び教育補助者を入れるかどうか
- なお、このアンケートの形式は、委員長

の意見を伺った上、きめることとしたが、その文案の作成は井上委員にお願いした。

(6) 屋内運動場設置要望について

キャンパスを異にし、離れている学部の学生は、従来大学に設置されている体育館等を利用することは、殆ど不可能であるので、こうした状況にある大学（特に多雨、積雪地帯の大学）には早急に設置を要請したい（金沢大学より）

以上で本日の会議を閉じた。

(7) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和44年9月17日（水）午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 村尾、阿部、塚野、平、久保各委員
小倉、池田各専門委員

太田委員長欠席のため、久保委員が委員長代理となり開会。

初めに、本日出席された塚野委員（福井大学）の紹介があり、鶴田事務局長より、大学運営協議会の各研究部会では、目下報告案を作業中であるが、各研究部会から学生問題については、本来学生関係を所掌している第3および第4常置委員会で検討作業をお願いしてはとの話が出されたので、本日午後の第3、第4合同の会議の際この問題が出され話し合いがあることと思うので、あらかじめお含みおき願いたい旨伝達があって議事に入った。

1. 学生災害対策等の問題について

かねてより検討して来た教育・研究の場における災害・事故の対策については、種々の案が論議にのぼったが、何れも実現性にとぼし

く、幾分可能性があると思われる保険制度による対策を取りあげてはどの考えから先ずその基礎資料を得るためにアンケートを行なつてはどの申し合わせにより、井上委員において作案の、別紙資料「教育・研究の場における災害・事故の対策に関するアンケート依頼(案)」について審議に入り、(1)アンケートの内容について、1項から10項までそれぞれウェイトが違うので3項と4項は、別格にして末尾に入れ、5項以下を繰り上げてアンケート様式に組み込むこと (2)1項を設けて保険制度による方法以外に各大学で考えておられる案はないかどうかを聞くこと (3)考えられる保険制度についての概要を説明したものを添えること (4)10項は実数が不明確と思うので除くこと (5)その他、会社と結びつく保険には疑義があり、基本的には国家補償を考えるべきではないかなど忌憚ない意見の交換があり、結局、このアンケートは審議の資料を得るためのものであり、災害・事故対策の問題を本質的に究明するとなると色々な疑義が出てくるし、これをきわめるには長年月を必要とするので、取りあえず保険による姿勢で前向きに進めることとし、この趣旨も前文に入れて、本日の意見に基づいてアンケートの文案を整理し各大学へ照会することに了承された。

2. 保健管理センターに関する要望書について

宮田専門委員において作案の別紙要望書(案)を読みあげ、検討の結果、最後のパラグラフのなお、以下をこの際は削除することとして原案どおり承認、字句については事務局で然るべく取り計らうこととした。

3. 奨学金制度の拡充についての要望書について

小倉専門委員において作案の別紙奨学金制度の拡充についての要望書(案)について、小倉専門委員より説明があり、最後の3点中の(3)の項の貸与制から給費制に改める点は、前文と符合しないので、もしこのまま要望するとすれば前文にこれが意義づけをすることが必要ではないかとの意見もあり、(3)項は一応削除することとして原案どおり承認された。

4. その他

鶴田事務局長より、議事に入る前に伝達のあった研究部会との協力の問題について、第3常置委員会での意向について報告があり、第4常置委員会として、学生の厚生問題について、研究部会で取りあげて欲しい問題等があれば、研究部会に申し出るとか場合によっては作業に協力されてはどうかとの話があり、委員長代理より、学生の補導厚生の問題などからみ合っていることでもあるから第4常置としても協力することとしてはどうか、学生部の廃止論も出ているようだが、学生の厚生面の業務はだれが扱うのか、この際学生部の組織づけの問題など取り上げてはどうかなどの意見も出され関連して鶴田局長より従来ややもすれば忘れられがちだった学生部職員は勿論、大学の事務職員が管理運営上に占める役割について私見が述べられた。

(8) 第3・第4合同常置委員会 議事要録

日 時 昭和44年9月17日(水)午後3時
場 所 学士会分館
出席者 井上第3常置委員長

第3常置委員会

後藤（代、酒井）、砂崎、広橋、永松各委員

三島専門委員

第4常置委員会

塚野、平、久保各委員

池田専門委員

井上第3常置委員長主宰の下に開会。

○ 学寮問題について

初めに、三島専門委員がまとめられた別紙「学寮に関する問題点」を朗読し、同専門委員から、その内容について説明があり、つづいて池田専門委員から第4常置委員会で調査した別紙「学寮について」に関するアンケート（回答）の調査結果について報告があり、続いて第4常置委員会の前回（7月25日）および前々回（5月31日）の議事要録中、学寮関係の箇所を朗読の上、審議に入った。

各委員の間に、種々の意見の交換が行なわれ、主として次の事項について意見が述べられた。

(1) 炊夫（婦）の定員化について

学生は学寮の炊夫（婦）の定員化を強く要求しているが、定員化の可能性はどうか、また、定員化すべきかどうかという質問があったが、このことについては、次のような意見があった。

- 或る基準を設けて定員化を図るべきであると思うが、現状では、大学によってそれぞれ事情が違い様でない。
- 定員化は当然と思うが、差し当りは、調理士の形で定員化を望みたい。
- 炊夫（婦）の社会保障の問題も同じ職場に3人以上居れば社会保険の加入が出来るのだから、大学側でも積極的に考えるべき

である。

- 寮費は多少引き上げても定員化を望みたい。

(2) 学寮の必要性について

- 学寮の必要性は認めているが、現況は積極的に設置する必要があるかどうか疑わしい。
- 学寮は教育的施設であると同時に厚生施設とする考え方と、教育的施設の一環として考えない考え方があるが、現状は必ずしも教育的施設とは言い難いようだ。
- 大学は上記の何れの意見をとるか統一した見解を持つべきだ。
- 教育的配慮をした厚生施設とみるべきでないか。
- 学寮を教育的に指導することは、現在非常にむずかしい。大学の規模が大きくなればなる程困難である。理想は教育的施設とすべきであると思うが現状では、むしろ厚生施設と考えてよい。
- 予算を要求する場合は、教育的施設として考える方向でなければ具合が悪いのではないか。

(3) 寮費について

- あまり細かい規程を設けず、寮費はすべて総額で徴収することにしてはどうか。
- しかし、寮費の値上げは難しい。1年生だけを寮に入れるとか、或いは国が全額負担するとかしない限り寮生の不満はなかなか解消しないだろう。

(4) 寮管理の実態について

- 現状は、95%程度を学生自治に任せている。学生がいろいろな点で大学側に要求してくることは、単に経済的理由のみでなく多分に政治的意図がある。

- ○管規程の反対は、寮費の個人負担の問題ではない。
- ○管規程は、施設に対する最少限度の管理責任を要求する規程である。必ずしもこのとおりを守らなければならないというものではないようだ。
- 寮問題の解決は、今のような状勢では寮を廃止するか或いは、新たに規則を設けて根本的に改める以外には方法がないようだ。

以上のような意見の交換があったが、結論は得られず、今後さらに検討することとし、なお、適当な機会を見て合同委員会（第3・第4）を開くこととして本日の会を閉じた。

(9) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和44年8月19日(火)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 町野委員長

大原、藤島、岡田、石川、水戸部、梶田(代、坂本教授)、後藤各委員
三橋(代、高田留学生部教授)、白倉各専門委員

町野委員長主宰の下に開会。

初めに、本日代理出席の坂本教授および高田教授の紹介があり、続いて事務局において前回の議事要録を朗読し、本日の議題の審議に入った。

先ず、委員より提出された次の議題

- (1) 紛争予防および解決の情報交換による協力について
- (2) 図書館の問題について

提出者の説明があり、種々論議の結果、(1)の問題については、採り上げるとすれば、大学運営協議会または第3常置委員会あたりの問題であり、本委員会の担当は、「大学間の協力」となっているが、本来研究・教育の協力という意味できめられているので、これを採り上げることをさし控えることとし、(2)の問題については、さきに本委員会において、図書館の制度と管理運営の問題を検討する特別委員会を設けることの企画を総会において附託され、その後本委員会の企画にもとづいて現在図書館特別委員会が設けられており、図書館の問題については目下同委員会において検討中である旨事務局より説明があつて了承された。次に本委員会は最近は主として「留学生の問題」を採り上げ検討して来たが、今後はさらに本委員会担当事項として従来考えられて来た a) 大学相互間における教育の交換・交流および協力の問題を採り上げてはどうか、難しい問題ではあるが、緊要な問題であると思う。そのほか、 b) 内地研究員および在外研究員の問題 c) 客員教授受入れの問題 d) 国交未回復国の大学との交流の問題 e) 国内における学会および国際会議に関する問題 f) 外国人留学生および研究生制度の検討とその受入れに関する問題等は、従来も第6常置委員会とも連絡して、予算的な面でも検討してきた問題であるが、引続き採り上げることとしてはどうか。他の委員会との関連問題は、関係の委員長と話し合いの上で採り上げることとしたい。また、現在本委員会の担当事項として明示されていないが、文献センターの問題は、重要な問題であるにもかかわらずあまり一般に知られていない。しかし現在共同利用の施設として既に

設置されており、これが増設は是非必要であるので採り上げる必要がある。また大学相互間における単位の互換制の問題は、第一常置委員会でも検討中であるので連絡をとって検討することも考えられる。

(注) 小塚第1常置委員長と連絡した結果、本委員会でも検討することとなる。

以上のような意見に基づき、本委員会の担当事項を次のとおり改め、これらの問題について検討することになった。

担当事項

- a) 大学相互間における教官の交換・交流および協力の問題
- b) 大学相互間における単位の互換制の問題
(新設)
- c) 内地研究員および在外研究員の問題
- d) 客員教授受け入れの問題
- e) 国交未回復国の大学との交流の問題
- f) 国内における学会および国際会議に関する問題
- g) 外国人留学生および研究生制度の検討とその受入れに関する問題
- h) 文献センターの問題(新設)

(注) a) および b) の大学相互間は、国内・国外大学相互間

今回は、10月1日に開催し、a) の問題について、現状および問題点を提起して検討することとし、各委員においてこれが問題点を考えた上9月20日までに説明書を付けて事務局に提出し、事務局はこれをプリントし前もって各委員に送付することになった。

なお、留学生問題に関する専門委員の方々には引続き委員をお願いすることとし、今後関係の会議には随時出席を得て協力をお願いすることが了承された。

(10) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和44年7月24日(木)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 近藤委員長

広中、加藤(一)(代、隅谷)、加藤(六)(代、浅枝)、村松、井手、今西野田(代、荒井)各委員

上山、稲野、針貝各専門委員

説明者

文部省人事課荻原給与班主査、日下任用第4係長

近藤委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より新しく委員になられた村松(一橋大学)、広中(東北大学)両委員と針貝(東京芸大事務局長)新専門委員の紹介があった。

1. 議事に入る前に文部省人事課給与班主査より次のことについて説明をきき質疑応答が行なわれた。

(1) 給与改善について

文部省では、教職員の給与の改善についてかねてから努力を重ねてきたが、昭和44年度人事院勧告の時期を前にして、去る6月末文部大臣より人事院総裁に対し、教員の職責の重要性にかんがみ大幅な改善を要するものとして、現行給与制度の抜本的改善を要望したとの報告があり、その内容(主として大学教員の給与、研究職関係の給与、諸手当の創設・増額)について概略の説明があり、つづいて次のような点について質疑応答が行なわれた。

① 学長給与の引上げと格差の是正について

- ② 指定職給与の引上げについて
 - ③ 給与に関する調査会を設けることについて
 - ④ 人事院が民間給与と比較する場合は、100人以上の事業所を対象にするということではなく、大企業の会社の職員を対象とすべきこと。
 - ⑤ 日本の学校教員の給与が、外国と比べて低いといわれるが、外国の給与を調査してみると、低いという立証が困難であること。
- (2) 国立大学教官の定員削減について

文部省側より、今般政府においては、本年度から3年間にわたって国家公務員に対する定員削減の措置が企画され、本年度において教官507名その他の職員817名が削減と決定し、国立大学の教官等についてもこれを適用されることになったこと、その削減率や減員された場合当該講座等で補充をする場合の問題などについて説明があったのち、①削減された後を補充する必要がある場合は、学内で弾力的に流用することによって埋めることを認めてほしい ②名古屋大学の削減措置不支持方針の新聞報道について ③大学間の不信を招いた原因について ④各省の減員率 ⑤他大学との定員の貸借による運用などの点について質疑応答や意見の交換があった。

(文部省係官退席)

2. 国立大学教官等の定員削減措置に対する要望書作成について

ついで、今回公表された定員削減措置に対する要望書の作成について審議に入り、先ず九州大学より本協会会長宛提出された削減措置に対する要望書を朗読、披露され、続いて昨日の本委員会専門委員会で作成した要望書の原案「国立大学教官等の定員削減措置に対す

る要望について」を朗読の上、慎重審議検討の結果、別紙のとおり一部修正が行なわれ、その他多少の字句の修正を要する場合には委員長と専門委員に一任することとして承認された。

なお、この要望書(案)は明後日(7月26日)開催の理事会に諮った上(前回の要望書と同一趣旨のため、総会には事後承認を得ることにして)、委員長、副会長(在京)、隅谷委員の間で適当な日を選んで、文部大臣(外に大蔵大臣・行政管理庁長官・内閣官房長官)に面接の上要望することとした。

3. その他

○ 予算関係の要望書提出時期について

昨年は10月1日に提出したが、本年も概算に盛り込むべき事項を各地区学長会議等に願っているの、それとの関係もあり、また文部省とも相談して例年に準じて提出することとしたい。

なお、現在の予算概算要求の組み方を近代的にするようにならないかとの意見があったが、この点については、以前にもその話があり文部省でも調査し検討したが、大学の事情もまちまちであり結論を得るにいたらなかった事情について説明もあり、急に今のやり方を改めることは難しいことであり、むしろ現行が良いではないかとの意見もあったが、本問題は重要な問題であるからなお検討したいということになった。

○ 委員会の担当事項について

第4常置委員会で教職員の厚生に関する事項を担当することはどうか(昭和42. 3. 15事務局案)とある点については、第4常置委員会の担当事項の「学生の厚生」の「学生の」を削り「厚生」とし、教職員の厚生をも担当

することにすること、とある点も関連があるので、事務局で調査することとした。

(11) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和44年9月17日(水)午後1時～5時

場所 学士会分館会議室

出席者 近藤委員長

広中, 玉山, 加藤(代. 向坊教授), 井手, 今西, 野田, 釜洞, 田中各委員
福田, 針貝, 上山各専門委員

説明者

文部省須田庶務課長, 吉田大学課長,
甲斐大学病院課長, 川村学生課課長補佐, 青木, 大野各会計課主査

初めに鶴田事務局長より, 本日は第6常置委員会の審議に入るに先だち, 来年度予算に関し文部省関係官より説明をうかがうこととし, 第3・第4常置委員会の方々も別途会議にお集まりを機会に, 関連事項もあり, 同席を願った旨挨拶があり, 出席の文部省関係官の紹介があった後, 文部省須田庶務課長より, 別紙「昭和45年度概算要求重点事項」について要求内訳など詳細にわたり説明があった。その主な点は次のとおりである。

○大学院

大学院研究科(修士課程)の設置(5大学)

既設大学院の整備

専攻課程の新設(29専攻)

不完全講座の充実

教育研究設備の充実

○学部学科等

学部の創設(1)

当部創設準備(1)

学科の新設・改組(新13)(改1)

○教官の充実

講座の増設(一般講座18)(共通講座2)

学科目等の新設(修士24講座)(学科目11講座)

既設学科目の整備(104人)

一般教育助手の充実(97人)

○教員養成学部

小学校教員養成課程の増募(14大学980人)

課程の新設(6大学155人)

学科目の新設整備(新設33人)(整備振替を含み77人)

その他

○基準的教育研究経費

教官当積算校費の増額

学生当積算校費の増額

教官研究旅費の増額

設備充実費の増額

○育英奨学事業の拡充

大学院の拡充(修士3,900人増, 博士1,500人増)

(修士7,000円増, 博士12,000円増)

大学貸与額の改訂(1,000円増)

特別貸与(大学{自宅 2,000円増
自宅外 2,000円増})

○厚生補導の充実

合宿経費等の増額

教育環境の整備

課外活動施設設備の整備

学生厚生福祉の充実

保健管理センターの新設

その他

○留学生教育の充実

○附属病院の整備充実

病院教官の充実(323人)

臨床研究医を非常勤医師に振替と校費臨床

研修医協力謝金その他の経費

看護要員の増員(514人)

○情報科学・情報処理教育の振興

○科学研究費の大幅増額

○在外研究員等の派遣(派遣人員の増)

以上説明に続いて、第4常置委員会からは、(1)奨学金制度の拡充について (2)保健管理センター所長に教授定員配当について、それぞれその理由を説明の上善処方を要望し、第3常置委員会からは文化系サークル部室の施設費の計上について文部省の意向を質すなど関連事項について質疑応答があり、更に本年度より3年間にわたる定員削減の問題に関し、去る7月26日に当協会より文部省その他関係方面に要望書を提出したが、そのうち昭和44年度に既に削減された分については、昭和45年度予算において、ぜひとも講座、学科目、研究部門等の充実その他の方法により事実上削減定員補充の措置を講ぜられるよう要望した点について重ねて善処方を要望し、文部省としてもその線に沿って努力することで了承された。

(文部省関係官退席、第3・第4各常置委員別途委員会開催)

近藤委員長主宰のもとに第6常置委員会の議事に入る。

まず前回(7月24日)の議事要録の朗読があってこれを了承し、続いて近藤委員長より、国立大学教官等の定員削減措置に対する要望書は、7月26日会長・副会長が文部大臣代理としての事務次官に会い善処方を要望し、また8月13日に和達副会長、加藤理事、隅谷専門委員と同道して大蔵次官、行政管理庁次官に面接の上

趣旨を説明して要望したほか、内閣官房長官にも同様要望したこと、その際教官の欠員の問題、講座の整理改廃等の問題が話題にのぼったことなど報告があって、次の問題について審議に入った。

1. 昭和45年度予算概算要求に対する要望について

委員長より、昭和43年度および昭和44年度の予算に関する要望事項について別紙によりその内容について説明があり、45年度の要望書に盛るべき事項ならびに立案の方針等について審議の結果、

- (1) 案文の構成は、「昭和44年度予算に関する要望書」に準ずること。
- (2) 要望する項目は、文部省の要求書のうち他の常置委員会および地区学長会議の要望等を検討し、重点事項をきめこれを取りあげること。
- (3) 要望項目は、昭和44年度予算に関し要望した事項に「教員養成学部の実充整備」の一項を加え、内容については第7常置委員会委員長の意見をきいて立案すること、また、要望事項の「学術研究の振興」の項に「学生当積算校費の増額(とくに大学院博士課程の充実)」を加え、「医学教育の実充整備」を「附属病院の整備充実」と改める。
- (4) 育英奨学制度の改善に関する要望および保健管理センターの実充に関する要望は、別途第4常置委員会においても立案される予定。

以上、要望書は10月初めに大蔵省その他関係方面に提出することとし、要望書の案文は専門委員において立案し、9月30日午後1時より第6常置委員会を開いて、これを検討することと

した。

2. 専門委員会開催について

9月26日(金)午後1時より、専門委員会を開いて、要望書の原案を作成することとした。

(12) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和44年9月30日(火)午後1時
場所 国立大学協会会議室
出席者 広中、玉山、加藤(六)(代、沢田)、
井手、田中各委員
上山専門委員
(説明者)
文部省清水審議官、安養寺会計課長外
1名

近藤委員長欠席のため、委員長代理田中委員
主宰のもとに開会。

田中委員長代理より、開会の挨拶があつての
ち、東京工業大学長代理として出席された沢田
教授の紹介があつて議事に入った。

事務局長より小委員会で立案した昭和45年度
予算に関する要望書の原案(要望事項の簡条書
きの細部は省略)を朗読の後、次のような説明
があつた。

昨年の要望書は大学教育の質的向上と学術研
究の振興の二つを大きな柱として要望したが、
本年は昨日の小委員会で検討した結果、具体的
に

1. 大学における教育と研究の整備充実
2. 学生の厚生補導の整備充実
3. 附属病院の整備充実
4. 教員養成学部の整備充実

の4つの柱をたて、前文に多くの大学に紛争が

起っている今日、研究教育施設設備の不備と
その運営に要する経費の不足は大学紛争の一因
ともなっているので、このため財政的増額措置
を講ずることが当面の急務である旨を盛り込
み、続いて『もしこれらの経費に対し、紛争を
理由として制約を加えられるようなことがあ
れば、角を矯めて牛を殺す結果ともなり』云々
を特に付け加え、一応の原案ができたが、最終
的にはなお、のちほど出席の文部省関係官に文
部省要求事項について話をきいた上、要望事項
を整える必要がある等別紙「昭和45年度予算に
関する要望について(案)」によって、その立案
の考え方と要望事項の説明があり、特に前文第
2パラグラフの終りから4行目の、もし……以
下については、ご意見を伺った上、決めること
になっているので先ずこの点についてご審議を
願いたい旨説明があり、このことについて意見
の交換を行なつたが、上記もし……以下の点に
ついては、原案どおりでよいとする意見と削除
したいとする両意見があり、結局、国大協の姿
勢は明確でなくてはならないので、「もし」以
下を削るとすれば、別途に何等かの方法により
考えることとしたいとの意見により、要望書持
参の際口頭で述べること、なおこのことは、各
大学への報告の際書き加えることとして、削除
することに了承された。

(文部省清水審議官、安養寺会計課長出席)
よつて、一旦議事を中止し、文部省と意見の交
換を行なつた。

- 前回の委員会における文部省側の説明との
関係もあるので、二宮主事、前回の議事要録
を朗読し了承された後、文部省側との間で要
望事項の内容、重点事項の採り上げ方、その
他について、意見の交換があり、これについ
てはのちほど議事再会の際審議することとし

た。

○ その他文部省との意見交換

(1) 新構想大学について

新構想の大学設置の問題は、どの程度進展しているか、このような大学は今後だんだん設置する方向になっているのか、また、既設の大学は、そのままにして新しく設けることに主眼を置くのかどうか等の質問があり、文部省側よりこれらは何れも未だ検討中の段階ではっきりした方針は決まっていない旨の説明があった。

(2) 紛争校に対する予算の制限について

紛争校と見なされている大学の予算は、費目によっては小刻みに配当をうけているが、このことは、大学として予算執行上支障が多いので、大学を信用して改めてほしいとの意見が出た。これに対して文部省側から、現在は、紛争中の大学だけに限って学生経費に制限を加えているが、大学に対しては実際にそれ程の支障を与えていない筈であるとの説明があった。

なお、この問題については、文部省においても十分考慮されたいこと、また国大協としても採りあげて検討すべき問題であるとの意見があった。

(3) 定員削減について

協会側より定員削減は、昭和45年度以降も引続いて行なう方針になっているかどうかという質問があったが、このことについては次のとおり説明があった。

a) 削減方針は持続していくような感じはあるが、この問題は未だはっきりした方針が決まっていないので、確かなことはわからない。

b) 大学教官には、常時相当数の欠員があ

るが、それには特別な事情があり、文部省としては了解しているが、定員削減の場合、大蔵省その他に対して納得のいく説明ができにくいので困っている。現実には、他省の削減分をかき集めて文部省へまわしていることにもなるので、他省から攻撃されている状態である。文部省としても前回の議事録にあるとおり、既に削減された定員については、講座、学科目、研究部門などの充実その他の方法により定員補充について、今後も引続いてできるだけ支障をきたさないよう、努力する積りである。

(以上をもって文部省関係官退席。)

続いて、議事を再開し、別紙「昭和45年度予算に関する要望書(案)」について、文部省の要求内容等を考慮し、種々意見の交換を行ない、慎重審議の結果、字句の修正、要望事項の統合、順序の入替等があって別紙のとおり成案を得た。

よって、この要望書を、近日中に大蔵省(事務次官)と期日など打合せの上、副会長、近藤委員長、加藤(東大)、田中各委員同道の上、大蔵、文部両省へ出向き要望することとした。

(13) 第7常置委員会議事要録

日 時 昭和44年7月14日(月)午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 鎌田委員長

中川、林、垣下、伊藤、武居、池田各委員

徳広専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より、本日の会議は、教員養成の根本問題について、自由討議の形でいろいろの角度から検討していただきたいと思うが、検討に入る前に、予め教員養成制度の改革ということ念頭において教育学部の位置づけを考えることが大事と思うので、そういった考え方で6・3・3制の学校教育の体系の問題も含めて今後の新しい教育のやり方を検討してほしいと挨拶があり、各委員の間で種々意見の交換が行なわれたが、話題となった主なものは次のとおりであった。

- 日本の教育制度全般の上から見た教育大学の根本理念と位置付けについて。
- 総合大学又は統合大学中の教育学部の利点と教員養成大学の利害得失について。
- 昭和49年以降小学児童の大幅増加による対策としての教員養成の在り方。
- 「カリキュラム」の自主的編成と抜本的改正の問題について。
- 小学校課程の教員は、all-round 的でよいのかどうかの問題について。
- 小学校における専科教員について。およびその専科教員の教育について。
- 小学校教員志望者の減少（特に男子）の傾向とその対策について。
- 学部を廃止して学問的にデヴィジョンをつくる思想があるが、その場合の教育学部の立場について。
- 教育管理や教科教育学の開発と人材開発について。
- 「教科教育学」をもっと魅力あるものにするについて。
- 小学校教員養成だけを目的とした課程は、学生から嫌われる傾向がある。これが対策について。

大体上記のようなことについて自由な立場で意見の交換があり、最後に委員長より今後は次のような問題についてさらに検討してはどうかと提案があった。

- (1) 近年教員養成学部はリベラルアーツカレッジ的になってきたが、この考え方について
- (2) カリキュラムの問題について
- (3) 教員養成を目的とした大学のあり方について
- (4) 教科教育学の必要性強調について
- (5) System 化の問題について
- (6) 教員免許制度について

○ 次回常置委員会開催日

9月8日(月)午後1時

(14) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和44年9月8日(月)午後1時

場所 学生会館7号室

出席者 鎌田委員長

中川、林、波多野、伊藤、武居、池田
各委員

徳広専門委員

鎌田委員長主宰の下に開会。

委員長挨拶の後、前回7月14日(月)の議事要録を朗読し、6行目「教育のやり方」を教育のあり方に、下から3行目「をつくる思想があるが」を「をつくる考えをもっているが」に修正の上承認された。

ついで議事に入り、委員長より、本日は主として、前回記録の「(3)教員養成を目的とした大学のあり方」について審議することとし、差当たり「総合大学又は統合大学中の教育学部の

利点と教員養成大学の利害、得失について」から審議を進めたい旨が述べられ、これについて意見の交換が行なわれたほか、徳広専門委員より提供された資料「教員養成機関の種類と方法等」の紹介があった。

なお、各委員から述べられた意見の主なるものは次のような諸点であった。

- 教員養成を目的とする学部等は、学生の数も多く、学問の分野も広範囲にわたるのに対し、教官の定員が誠に少なく、他の学部からの協力を得なければ、完全な授業が出来兼ねる実情にある。このため学部としての自主性を欠くうらみがあるので、なるべく当該学部の教官だけで授業が行なえるようにしたい。
- 教員養成機関の抜本的な改革をやるならば、学部から独立した教員養成機関を別に設ける等の案も検討すべきであって、現在の各学部の実情では全教科を十分に教育することは困難であり、無理である。（特に芸能科など）
- 特別な教員養成機関を各ブロック毎にでも設けることを考える必要があるのではないか。現行のように教員養成を総合大学又は総合大学に任せてしまっていることに問題がある。
- 現実の窮状をふまえて教員養成関係としての明年度予算に対する要望を国立大学協会から出してほしい。また、教員免許については、国家試験の実施にふみ切るようにして欲しい旨の教官側からの要望がある。
- 教育学部の教官になる希望者が少ないように思う。教員養成のために必要な基本的な改善の柱を打ち立て、そのための思い切った大幅な国家予算を要求することが必要である。

- 教育学部の学生の教育方法に改善を加える必要がある。例えば、八王子のセミナーハウスのような施設を設け、或る期間を限って、特別の指導を受けられるようにすることが必要である。

- 沈たいを防ぐ意味で教官の人事交流も必要である。等の意見が述べられ、また、教員養成関係のスタンダードを決め改革の支柱を立て、強く当局に意見を表明し、それに要する予算を要求する必要がある点が強調された。

ついで、「教員養成を目的とした大学のあり方についての問題点」について、種々意見の交換が行なわれた。

- 規定の教育科目を履修しなければ、教員養成系の大学、学部では、卒業を認めないのかという問題については、免許状と卒業の資格とは切り離すべきである。たとえば、教育実習の単位は取得しなくとも、これに代わる他の単位を取得すれば卒業させてよいと思う。このようにして、免許状取得の要件と学部のカリキュラムの編成とは切り離すことが出来ると思う。修得科目に幅を認めて、卒業させるようにすべきであるとの意見が多数の委員から述べられたが、目下のところでは、その取扱いの実情は各大学によってそれぞれ違いがある旨の意見も述べられた。

- 教員養成を目的とする大学、学部とせず、教員免許状を取得出来る可能性の有る大学、学部であるということにはどうか。即ち、教員として必要を資質を養う大学と考えてよくないか。しかし、その大学が第2、第3の東京大学となるようなことになれば、教員養成機関としての存在の意味が無くなってしまう。等の意見が述べられ、この問題については本委員会でも充分検討の上、国大協か

ら、要望書なり意見書なりを出す必要がある
うとのことであった。

委員長より、第7常置委員会においては、
いま、教員養成大学の設置基準案を検討して
いるのであるが、前向きに、しかも、次元の
高い考え方でこの問題に取り組んでいきた
い。

なお、第6常置委員長より、明年度予算に
要求すべき重点項目を挙げて欲しいとの申入
れもあったので、教官の確保や施設、設備の
整備充実等について、従来の要求をふまえ、
大幅に内容の改革を考えた要求を提出した
い。次回までに、小委員会で検討して、適当
なテーマを設定し、第6常置委員会と相談し
てその実現をはかるよう進めたい考えである
旨が述べられ、最後に、明9月9日(火)午
後2時半より、各都道府県教育長会議が、市
町村会館で開催される旨報告があり、次の
日取りを次の通り決定して閉会とした。

9月25日(木)午後1時より小委員会。

10月13日(月)午後1時より第7常置委員
会。

(15) 研究部会全体会議議事要録

(第1回)

日 時 昭和44年8月11日(月)午前10時~午
後5時

場 所 学士会分館会議室

出席者 奥田会長

柳川第1部会長、小野、前川、田上各
委員

伊藤、雄川、沢田各専門委員

小塚第2部会長、細谷、宮島(代。綿

貫)各委員

柿内、成川各専門委員

中川第3部会長、秋月、武田、田畑各
委員

佐々木、清野各専門委員

奥田会長より開会の挨拶があつて、宮島委員
の代理として出席の綿貫教授の紹介があり、次
いで事務局において配布資料について説明があ
つて後、資料4の大学問題調査研究準備委員会
の議事要録及び資料3の理事会・大学運営協議
会合同会議の議事要録を朗読して、研究部会成
立に至るまでの審議の経過について報告され
た。次に資料5の「大学問題の調査研究につ
いて」を朗読し、会長より大学問題調査研究の目
的は、中教審の発表に対してのもの申すことより
も、国立大学として改革すべき問題点につ
いて調査研究を行ない、出来得れば各大学共通の理
解とよりどころを求めることにあること。な
お、ここにいう各大学共通の理解とは「各大学
それぞれの自主的判断に基づく理解」をいい、
また「その理解は各大学共通のものであつて、
場合によってはある程度「幅」のある」ことを
意味しているものであることを特に説明され
た。

次いで、出席の各委員の紹介があつて協議に
入った。

1. 大学問題調査研究の全体計画及び運営につ いて

先ず、各研究部会の検討すべき問題点の分
担について協議された。初めに会長より、別
紙「検討すべき問題点」(1)及び「大学におけ
る学生の地位と役割」(2)に掲げる問題点の中
には必ずしも急いで検討する必要のないと思
われるものもあり、又これに漏れているもの

もあると思われるので、これのみにとらわれることなく、各研究部会で検討され取捨されるなど、しかるべくお願いしたい旨説明があって後一応各部会に分かれて（1時より3時まで）各部会で検討すべき問題点について検討願った上、3時より再び全体会議を開いて協議することとし、なお各研究部会においては、それぞれ当面の審議日程および会議場所等についても併せて打合わせることとした。さらに全体について意見の交換が行なわれ、次の諸点が採り上げられた。

- (1) 各研究部会の作業計画は各部会で検討すること。
- (2) 各研究部会は、9月の初めまでに一応とりまとめること。
- (3) 各研究部会でまとめたものは、全体会議に付議して検討すること。
- (4) 全体会議で決定したものを、運営協議会に中間報告をすること。
- (5) 研究部会は、運営協議会に報告するまでの作業を担当するものとし、報告されたものの扱いについては、別途に協議すること。
- (6) 各研究部会間の連絡調整をするため、小委員会を置き、小委員は会長、副会長、各研究部会長、各主査とし、小委員会は必要の都度随時開催すること。
- (7) 各研究部会の委員の氏名は、外部に発表はしないが、聞き合わせがあった場合には答えても差支えないこと。
- (8) 各研究部会は、検討すべき問題点に対する見解をどのような形で取纏めるべきかについて次のような論議があった。

さきに検討した「大学の管理運営に関する意見」の時と同じように、多少統一したものとするのか、あるいは各大学の改革案を集め

て整理するものなのか、国大協としてにつめたものを作るとなると、さきに出した「大学の管理運営に関する意見」との関係はどうなるのか、それと無関係ではすまなくなるのではないか。

今までの話し合いでは、「大学の管理運営に関する意見」を廃止して新しいものを作る考えではなかった。しかし、当時とは大学の内外の情勢が変化しており、ために修正を要する点或はその当時審議からはずれていた点例えば学生の地位といった問題については新しく見解を出す必要があると思う。中教審はかなり広い観点から検討しているので、これに対応するとすれば広い範囲にわたって検討する必要がある。また、各大学から出している改革案の内容はかなり食い違っている点があり、新しい情勢の中で国大協はどんな考えを持つかはかなり注目されている点ではあるが、国大協として、新しい見解を出すとなると各大学の見解を纏める関係上短日月ではどうてい為し得ない問題である。

大学の管理運営に関する意見も含めて、比較対照するだけでは済まないと思う。国大協としては、統一見解は出さないが、この点はこんな理由で反対だとか、この辺まではよろしいとか、この両極端の究明は必要であろう。要は、このように「幅」のある考え方を整理し取纏めることにより、各大学共通の理解と拠りどころを求めるところにある。

なお、検討問題について学生の意見を聞くことには別に問題はないが、その聞き方をどうするかが問題である。そういった点はその必要が起こったとき改めて具体的に検討するようにしたい。

（1時より3時まで各研究部会を開催）

(議事録は別に記録) 3時, 全体会議を再開。

2. 各研究部会の検討問題について

先ず各研究部長よりそれぞれ報告があり, 全体的な観点から調整が行なわれ, およそ次の通り問題点が分担されることとなった。

第1研究部会(管理運営)

「検討すべき問題点」(1)の2の文部大臣の権限について, (1)の人事の拒否権, 3の人事については(1)学長の選挙(2)学部長の選考, (3)学生部長その他管理職(教官)の選考, (4)教官の人事交流, 4の学内機関については(1)学部の自治と大学の自治, 特に(2)執行機関と審議機関(3)学長の権限(4)学長補佐機関(5)は一応教育的感覚から第2部会に, (6)は第3部会の問題かと思われる。外に併設短期大学の問題をとりあげたい。項目としては以上であるが, 1の大学自治の本質中, 関連する問題については他の部会と話し合いたい。なお9の事務機構について考える。

第2研究部会(研究・教育)

問題点としては, 1大学自治の本質の(1)の大衆化した大学(2)の開かれた大学(5)大学における研究と教育の関係(研修制度を含む)(6)大学の本質的機能である研究・教育とその管理運営との関係 5. 教養課程(学部, 学科或いは講座制も含めて) 6. 大学院 7. 附置研究所(5. 6. 7. は特別委員会とも連絡協議する)。

学生の地位と役割(2)中, 学生の地位についての基本理解を, 3学生の「参加」の範囲と方法中, カリキュラム編成・単位制度は第2段階で取り上げる。8の処分制度についてもふれたい。

以上, それぞれ各委員において手分けして検討し, 8月末に部会を開く予定である。なお, 新たに専門委員として東京教育大学綿貫

教授をお願いしたいので了承されたい。

第3研究部会(大学と社会)

1の大学自治の本質の(1)大衆化した大学(2)開かれた大学を重点的に取り上げ(7)は第1部会と話し合う, 4の(6)学外者を加える監査機関は考えて見る。

学生の地位と役割(2)中, 5の学内政治活動は考えて見る。

以上の外, 入学試験, 就職問題, 産学協同の在り方等を取り上げたい。

なお, 第3研究部会に医学関係の専門委員1名を増員願うこととし, 金沢大学より候補者を推薦することとしたいので了承されたい。

3. 各研究部会, 小委員会, 全体会議審議日程について

○第1研究部会

第1回 8月17日(日). 18日(月)

第2回 8月30日(土). 31日(日)

9月1日(月)

○第2研究部会

第1回 8月26日(火). 27日(水). 28日(木)

第2回 9月1日(月). 2日(火). 3日(水)

○第3研究部会

第1回 8月18日(月)

第2回 8月24日(日)より8月30日(土)

の間に約7日間

○小委員会 9月5日(金)10時より国大協

○各研究部会 9月8日(月)10時より国大協, 学士会分館

○全体会議 9月9日(火)10時より学士会分館

4. その他

問題の法的解釈について相談する法学担当の教官のいない大学では, 法の上から見た解釈について相談に応じてもらえる窓口が欲し

いと要望があったが、このことは明日の理事会において協議することになった。

(16) 研究部会全体会議議事要録 (第2回)

日時 昭和44年9月9日(火)午後1時
場所 学士会分館
出席者 奥田会長 和達副会長
小塚第2部会長 中川第3部会長
今西, 小野, 前川(代, 川村), 田上
(主査)各第1部会委員
伊藤, 雄川第1部会専門委員
細谷, 宮島, 松田(主査)各第2部会
委員
柿内, 綿貫, 成川各第2部会専門委員
秋月, 武田(主査)各第3部会委員
佐々木, 清野各第3部会専門委員

奥田会長主宰の下に開会。

会長より、開会の挨拶があった後、本日の審議資料の説明があり、続いて前回(8月11日)の議事要録を朗読し、5頁6行目「8の処分制度についてもふれたい」を「8の処分制度についてはふれない」に訂正の上、承認され、議事に入った。

○各研究部会報告

初めに、各研究部会より、それぞれの検討事項の審議経過とその報告案内容について、次のとおり報告があった。

1. 第3研究部会(中川部会長に代わって武田主査報告)

第3研究部会は、8月25日から30日まで泊

り込み審議を行ない、その後昨日と本日午前部に部会を開いて報告の作業を検討し、ほぼ原案がまとまりつつある段階である。第3部会で担当した部門は「大学と社会」という方面であって、この問題のうちから大きく次の4部門を採り上げ、4人の起草委員でそれぞれ分担して作業することとした。(審議資料4参照)

- (1) 総説(田畑主査担当)
- (2) 制度(武田主査担当)
- (3) 研究(清野専門委員担当)
- (4) 教育(佐々木専門委員担当)

ついで各担当者から、それぞれ作業した担当部門の報告内容について説明があった。

2. 第1研究部会(柳川部会長欠席のため、今西委員代わって報告)

第1研究部会は、8月17日の部会の後、8月30日、31日の2日間泊り込み審議を行なって報告の作業に従事、本日午前部会を開いて一応大体の原案がまとまった。担当した部門は、「人事」関係と「学内機関」関係であって、次のとおりそれぞれ部門を分担して作業した。

- (1) 人事(田上主査担当)
- (2) 学内機関(伊藤, 雄川各専門委員担当)

ついで、各担当者からそれぞれ作業した担当部門の報告内容(審議資料4参照)について説明があった。

3. 第2研究部会(小塚部会長報告)

第2研究部会は、8月26日、27日、28日の3日間泊り込み審議を行なって報告案の作業について協議し、本日まで大体報告案の構想がまとまった。報告案は次のとおり部門を分けて目下それぞれ作業中である。

- (1) 国立大学のあり方についての前提と原則

(松田主査担当)

(2) 国立大学の研究・学修組織(柿内専門委員担当)

ついで立案担当者からそれぞれ立案中の担当部門の報告内容(審議資料4参照)について説明があった。

以上のとおり各部会の報告があつてのち、会長より、各委員の労に対し感謝の意を寄せられ、各部会間の調整は今少し進行した上でのこととし、本日はお気付の点についてうかがうこととしたい旨述べられ各委員の間で種々意見の交換や質疑応答があつた。その主なるものは次のとおりである。

- 学生処分問題は、どの部会で取り扱うか。
- 処分問題は、管理機関の部門で検討したらどうか。
- 処分問題は、現在研究部会で検討している問題とは、異質のものであると思われるから、学生の問題は今検討中の問題とは別箇の委員会を置いて検討するか、第1と第2で相談して今後の検討事項としたい。
- 入学試験に関する問題については、目下、第2常置委員会で検討中であるから、報告案には単に問題提起の形にしておいてほしい。
- 入試の問題も制度として見る場合と社会問題として見る場合と考え方が当然違うと思うが、現状に立脚してのものと、現状をはなれて改革まで考えるか、その点どの辺まで考えるかは、ここで話し合つてほしい。
- 学長選考の場合、学外者からの意見を入れることを考えられないか。
- 問題を取扱う態度としては、現状を主とするか、理想案も入れるかについては、後者で行くことにしてよくないか。

大学の管理についても理事会ということ

考えてもよい。大学を特殊法人にするという案もあるが、そこまで現状から離れて考えることは如何であろうか。

- 第1部会の学長選考に関する報告案は、現在の制度の下で比較的実行に移せるようなことを念頭において立案した。
- 第2部会の報告案は、やや方向づけるように感じさせるが、この部会の方針としては、単にこれこれの考え方があるということを示すだけで、はっきりした方向づけはしないようにしてほしい。
- 現行法規で出来るものと出来ないものは、はっきり示してほしい。

以上のような意見があり、次いで今後研究部会としてこの問題をどう扱って行くべきかと諮られた結果、今月末までに一応各部会で報告案をまとめられ、その案をそれぞれ交換し合つて訂正すべき点を訂正の上、さらに全体会議を開いて案を調整し、10月末までに、運営協議会へ提出することとした。

なお、字句・句読点等については、全部会を統一する必要はないので、各部会ごとに統一することを申し合わせ、各起草委員において立案をとりまとめて貰うこととした。

次いで、研究部会の今後の作業予定について協議した結果、次の予定によって作業をすすめることとした。

- ① 各部会案のとりまとめ 9月30日まで
- ② 各部会でまとめた上記の案を直ちに各部会へ送付すること
- ③ 各研究部会学長委員会 10月15日(水) 10時
- ④ 各部会専門委員(臨時委員を含む)会 10月15日(水) 1時
(但し、差支えあれば別にきめる。)

- ⑤ 各部会作業委員会 10月21日10時
- ⑥ 各部会全体会議 10月23日10時
その後必要があれば適宜部会を開く。
- ⑦ 成案の印刷は、10月30日までとする。
- ⑧ 運営協議会の日取りは、10月15日学長委員会の際諮る。

以上で作業についての会議が終わり、最後に学生処分の問題は何れの部会で検討すべきかという発言があり、協議の結果、この問題は当研究部会から切り離し、第3常置委員会で専門委員を増員して検討すべきだという意見に一致した。よって、第3常置委員長にこの旨を伝えることとした。

以上で本日の会議を閉じ、続いて各研究部会の打合わせが同室で行なわれた。

2. 諸 会 合

(昭和44年7月～9月)

月	日	曜	時刻	会 議 名
7	9	水	10時	第1常置委員会小委員会
7	14	月	13時	第7常置委員会
7	22	火	13時	第1常置委員会小委員会
7	23	水	16時	第6常置委員会専門委員会
7	24	木	13時	第6常置委員会
7	25	金	14時	第4常置委員会
7	26	土	10時	理事会大学運営協議会 合同会議
8	7	木	10時	会長副会長在京理事等 と文部首脳との懇談
8	11	月	10時	研究部会全体会議
8	12	火	10時	理事会
8	17	日	10時	第1研究部会
8	18	月	10時	第44回総会
8	18	月	14時30分	第3研究部会
8	19	火	13時	第5常置委員会
8	25	月	10時30分	第3研究部会
8	30	土	10時30分	第3研究部会
8	26	火	11時	第2研究部会
8	28	木	11時	第2研究部会
8	30	土	10時	研究部会長会議
8	30	土	13時	第1研究部会
8	31	日	13時	第1研究部会
9	8	月	13時	第7常置委員会
9	9	火	10時	第1研究部会
9	9	火	10時	第2研究部会
9	9	火	10時	第3研究部会
9	9	火	13時	研究部会全体会議
9	16	火	13時30分	第2研究部会
9	17	水	10時	第3常置委員会
9	17	水	10時	第4常置委員会
9	17	水	13時	第3, 第4常置委員合 同委員会
9	17	水	13時	第6常置委員会
9	24	水	14時	就職問題打合会(文部 省主催)
9	25	木	10時	第7常置委員会小委員 会
9	26	金	13時	第6常置委員会専門委 員会
9	30	火	13時	第6常置委員会
9	30	火	13時	第2研究部会

泊り
こみ

泊り
こみ

泊り
こみ

B 要望書・会長談話等

1. 国立大学教官等の定員削減措置に対する要望について

昭和44年7月26日

国立大学協会

会長 奥田 東

さきに、政府においては、国家公務員に対する定員削減の措置を企画し、国立大学の教官等についてもこれを適用されることになりましたが、このことは、大学における研究教育の組織体制に対する本質の問題であり、かつ、研究教育面に重大な影響を及ぼす問題であるとして、各大学よりこれに対する強い意見が出されました。よって、当協会は協議の結果別紙要望書を提出いたします。

については、右要望書に述べられている大学の研究教育の組織体制の性格と教官定員の一般行政職と全く異なっている特殊性とを了解され、大学の教官等については、要望の趣旨にそい適切な措置を講ぜられるよう格段のご配慮をお願いします。

国立大学の教官等の定員削減措置に対する 要望書

さきに政府は、国家公務員に対し欠員不補充の措置を講じ、このため国立大学における研究と教育にすくなからざる支障をきたし、さらにまた、本年度より3年間にわたる定員の削減を企画し、本年度において教官507名その他の職員817名の定員を削減することを決定した。こ

れらのことについては、当協会として機会あるごとにこれが廃止または適用除外について強く要望してきたにもかかわらず、今回あえてこのような措置がとられたことは極めて遺憾である。

そもそも国立大学は一般行政官庁と異なり、常に進展し流動しつつある研究と教育を行なうことを使命としており、しかもこれについて自主的な責任と義務を負わされ、その講座・学科目・研究部門等についても自主的管理が要求されているという特殊事情にある。このような事情にある国立大学における研究教育の組織体制について、一般行政官庁と同一の規制が加えられることは、今後の研究と教育に多大の支障を及ぼすものとして、甚だ憂慮にたえないところである。

よって、今回の定員削減計画については、下記理由および現在大学が当面している諸問題もこれに関連していることを考慮され、教官および補助職員をその対象から除外されるよう特段の配慮をされたい。また昭和44年度に既に削減された分については、昭和45年度予算において、ぜひとも講座・学科目・研究部門等の充実その他の方法により定員補充の措置を講ぜられるよう、ここに強く要望する。

(理由)

大学の教官について

1. 今日学問研究の急速な進歩発展に伴い、大学における研究と教育の質的水準の維持向上については、各大学のもっとも苦心し力をそ

そいでいるところである。とくに、最近学生数が急激に増加したにもかかわらず、これに伴う教官数の増加は甚だ不十分であり、これらに対処するためには、その研究教育の組織体制を整備するとともに、これを構成する教官の充実にまつよりほかはない。

従来これらの研究教育組織を整備する方法として講座・学科目・研究部門等を充実する措置がとられてきたが、これと逆行する今回の定員削減は、既存の研究教育の組織体制を紊すものであって、大学における研究教育活動に及ぼす影響は極めて大である。

2. 大学の教官は、一般行政官庁の職員のように代替性と融通性があるのとは本質的にその性質を異にしている。

大学における教官の選考は、その専門分野に応じて一定の資格基準と学問業績に基づいて行なわれるものであって、その要件が満たされない場合は適格者を得るまで欠員の状態が続くこともやむを得ない。しかも、このような専門分野を担当する教官については、余人をもってこれを補充するようなことは、絶対になり得ないし、また為し得ないのが実情である。したがって、大学教官についてはある程度欠員のあることが当然であり、むしろ必要であるといっても過言ではない。

国立大学における欠員の現象のみをとらえて定員の削減が容易であると速断するがごときは、大学の本質を無視したものといわなければならない。

大学の研究・教育補助職員について

大学における研究と教育は、単に個々の教官の活動のみによって果たし得るものではなく、教官を中心とする特殊の職種の職員の協力によってはじめてその目的が果たされるも

のである。

しかも、これらの職員は、教務・技術・技能・海事・図書・医療等の職務固有の特殊性からして一般行政官庁の事務職員とは異なり、教官と同じく他の職員の配置転換等によってこれを補うことは極めて困難な性格をもっている。したがってこれ等の職員についても、教官同様特別な配慮が必要である。

(注) 要望先

内閣総理大臣、官房長官、大蔵大臣、大蔵事務次官、主計局長、主計局次長、主計官、文部大臣、文部事務次官、大学学術局長、官房長、外関係審議官及び関係課長、行政管理庁長官、事務次官、行政管理局長

2. 昭和45年度予算に関する要望について

昭和44年10月11日

国立大学協会

会長 奥田 東

要 望 書

国立大学協会は、毎年度政府予算の編成に際し、国立大学の当面する諸問題のうち、とくに、財政的裏付けを要する重点事項につき、その実現方について要望を重ねてきました。

今日、大学の拡大化に対応するためには、大学教育について整備充実を図るとともに、他方学術の急速な進歩に対応して、その研究の充実と水準の向上を図る必要があります。そのためには、これらに要する財政的措置を講ずることがもつとも緊要であります。とくに、現在多くの大学に紛争が起こっている際、これが原因と

もなっている研究教育施設設備の不備とその運営に要する経費の不足に対し、財政的措置を講ずることが、当面の急務となっております。

ついでには、このたびの要望に際しては、とくに、これらの点をも勘案して、次のとおり重点事項を選び要望することといたしましたので、右の事情を十分ご理解の上、これが実現方につき特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 大学における教育と研究の整備充実
- 2 学生の厚生補導の整備充実
- 3 附属病院の整備充実

要望事項

- 1 大学における教育と研究の整備充実

現在、大学における教育と研究を行なう上において、もっとも欠陥となっていることは、教員の不足・施設設備の不備・研究費等の不足であって、そのため教育と研究の向上はもちろん平常の教育と研究を行なうことさえ困難な状態である。したがって、これを充足するためには、大学における研究と教育の条件を整え、大学院・学部等の整備充実を図るとともに、社会の要請に応じ学部・学科等を新設することが緊要であるので、次の事項にかかる予算措置を要望する。

(一)

- (1) 教官当積算校費の増額（とくに学科目制の格差是正）
- (2) 学生当積算校費の増額
- (3) 教官研究旅費の増額
- (4) 教育および研究設備の整備充実

(二) 大学院および学部等の整備充実

- (1) 大学院の整備充実（不完全講座の充実）
- (2) 教員の増員（講座・学科目の新設整備）

- (3) 一般教養課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員）
- (4) 教員養成学部の整備充実（就学児童・生徒の激増に伴う教員養成に要する教官の増員）

(三) 特別研究制度および附置研究所等の整備充実

- (1) 在外研究員の増員
- (2) 科学研究費の増額
- (3) 附置研究所等の整備充実（研究部門および附属研究施設の新設）

2 学生の厚生補導の整備充実

当面する学生問題に対応して、学生の教育および学内生活の充実を図るためには、課程外における教育の充実等教育条件を整備するとともに、教育環境を整備充実する必要があるので、とくに、次の事項にかかる予算措置を要望する。

- (1) 教官と学生との交歓等に要する経費の増額
- (2) 課外活動に関する施設設備等に要する経費の増額
- (3) 保健管理センターその他学生の健康管理に要する経費の増額

3 附属病院の整備充実

医学の進歩とこれに伴う制度の改善に即応するため、附属病院における診療体制および看護業務の整備充実ならびに病院教官等の処遇の改善を行なうとともに、医療設備を整備充実するため、次の事項にかかる予算措置を要望する。

- (1) 病院教官等（病院医師・非常勤医師等）の増員および処遇の改善
- (2) 看護業務要員の増員
- (3) 医療設備の整備充実

3. 大学および大学院の奨学制度の拡充について

昭和44年10月11日

国立大学協会
会長 奥田 東

要 望 書

大学および大学院の学生に対する奨学制度は優秀な人材を確保して、これに高等教育の機会を保障することによって、わが国の学術文化の発展に不可欠な役割を果たしてきました。しかしながら、近年における物価水準の上昇に比べて、貸与金額の改善が著しい立ち遅れを示している現状は甚だ憂慮に堪えないところであります。

下宿料・食費・図書費・交通費等の必要経費の増大に伴い、奨学生の生活費にしめる奨学金の比率はますます低下し、アルバイトによってその不足額を補っている学生が少なくない実情であります。このため一部には学業に支障を来たし、勉学を中断せざるを得ない者さえ生じております。

よって、このような事情に鑑み、現行の奨学金制度について以下の諸点を改善・拡充されるよう、特段の配慮を要望いたします。

- (1) 大学および大学院の学生に対する貸与額を、近年の物価上昇に対応して大幅に増額されたい。
- (2) 優秀な資質の学生を確保できるよう、奨学生採用者の増員を図られたい。

4. 大学保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについて

昭和44年10月11日

国立大学協会
会長 奥田 東

要 望 書

昭和41年以来、逐年国立大学に保健管理センターが設置され、本年までに21の大学に設置を見ておりますが、なお国立大学全体の40%にすぎない状態であります。

また、昭和41年5月20日の文部省大学学術局の通知「保健管理センター設置について」の中には、「保健管理センターに所長を置き、教授または助教授をもってあてるものとする。」となっておりますが、現実には、助教授のみが配置されています。しかも、同通知には「保健管理センターは、学部には属さない独立的機関である。」ことになっておりますが、この方針からいってもその所長が助教授であることは、実際上決して真の意味の独立機関とはなり得ないのであります。

更に、将来を考えますに、これは「心身ともに健康な国民の育成」という教育基本法の教育目的に直結した重要施設であること、ならびに学生のこれに対するニーズの増大することなどから、将来の大きい発展が予想されるのであります。それは、ハーバード大学では約250名、カリフォルニア大学では約150名の職員が、この業務に従事している実情からも十分推察し得るのであります。

その上、実際問題として、最近医師が非常に

ひっぱくの状態にあり、待遇がよくない場合には適当な医師を得ることが甚だ困難であり、また、たとえ適当な医師が得られたとしても、それが助教授どまりであっては、終身これに専念することは不可能になるのであります。

以上のような理由により、保健管理センターの設置の促進とその所長には専任の教授定員を配置されるよう、特別の措置を講ぜられたく強く要望する次第であります。

5. 会長意見表明の要旨

(昭和44年7月26日)

大学法案については、かねてから国立大学協会としては反対の意向を表明してまいりました。そして今や反対を表明する大学の数は益々増加し、紛争も却って激化しつつあります。このような情勢にあるにもかかわらず、衆議院においては文教委員会で採決が行なわれ、本会議でも裁決が強行されようとしていることは、甚だ遺憾とするところであります。このような状態は、国会ならびに政府に対し国民に不信感を与え、学生の過激な運動を助長する結果を招くことになると思われまます。

国立大学協会としては、先刻文部大臣の代理として事務次官に会い、法案の取扱いに対しては慎重な考慮を払われるよう重ねて強く要望いたしました。仮に衆議院で可決されるとしても、理性の府であるべき参議院においては、誠意をもって慎重に審議され、裁決が強行されることのないよう強く要望いたします。

6. 会長談話

およそ大学に関する立法は、研究・教育およびそれをつうじて社会の将来にかかわる重要な問題である。この重要性は、当面の紛争処理を目的とした臨時立法についても変わりはない。その意味で、われわれは、「大学の運営に関する臨時措置法が立案された当初から、この法案が内容上重大な問題を含むものであることを指摘し、繰返し慎重な審議を要望してきた。しかるにこのわれわれの要望は、国会における同法案審議の過程でほとんど受け入れられなかった。衆議院においても決して実りある討論があったとはいえないし、参議院に至っては、委員会・本会議をつうじて実質審議は行なわれなまま採決が強行された。これほどの重要法案の取扱いが、このようなことでいいのか、われわれは強い憤満を覚える。また、審議の過程からみて、法律としての權威をうたがわしめるものと考えざるを得ない。

しかも、このようにして成立した同法は、その目的が、大学による紛争の自主的收拾の努力を助けることにあるとされているにもかかわらず、われわれがこれまで指摘してきたように、むしろこの法律は、大学による自主的解決の妨げとなり、大学の運営をさらに困難にするおそれさえある。

もとより、大学紛争をこのまま放置することが許されないのは当然である。われわれとしては、大学紛争についての社会的責任を痛感し、その打開のために真剣な努力を重ねつつあり、今後も、この法律にとらわれることなく、大学の自治を堅持し、それぞれの大学においても自

らの信ずるところに従い、大学にふさわしい方法によって自主的解決を強く推進して行く決意である。それにしても、われわれは、基本的には、この法律を廃止する法律の制定が一日も早

く実現されることを期待するものである。

昭和44年 8月18日

国立大学協会
会 長 奥 田 東

窓

今こそ、その時期

ここ当分の間、大学はすべての分野において、大きな変革を遂げようとして、生みの悩みをつづけて行かねばならないことは、誰しも感じて居ることである。

吾々は、これを実行する人の勇気と決断力に大きな期待をかけ、これに応えられるような待遇改善の途を講じなければならないと思うのである。

私は長い間給与関係の仕事に関係していた経験を通して思うことは、いかにこの仕事が困難であるか、そして余りにもその成果の挙がらなかったことを反省するのである。「大学教官の給与改善」主張の骨子は次のとおりで、

1. 戦前は判検事なみであったこと。
1. 教育研究の職務は一般職と異なり、研修を重ね質的にも高く、これによる支出が多いこと。
1. 教育公務員特例法が適用されていること。

これを年来叫びつづけて来たのである。このことは、毎年定期的に行なわれる人事院の給与勧告の中に取り入れられ、若干ずつの改善がなされて来たとは言うものの、抜本的な改正に取り組む姿勢は示きれていないのである。私は何故教官本来の姿というものを理解して貰えないのだろうかと考え、単に財政的のみの理由によるものではなく、多くの人、なんとはなしに教官という姿は分かるが、もっと具体的に、どこがどう違うのか、どうして教官だけよくなければならないのか、これを説明してくれと言われるとき、ハタと行き詰まってしまうのである。大半の人はまず次のように言うのである。

1. 判検事なみと言うが、この言葉はすべての大学教官にあてはまるものだろうか。教官全体の底上げをねらう要求のためのものではないのか。
1. 戦前との対比を言うならば、教官ばかりではない。他の職種にもあることだ、研修したり、経費のかかることは教官ばかりではない。
1. 一般職から外して、特別職にした方が良いのではないか。

こんなことを考えると、大学が自らの手で大きく変革しようとしている、この時こそ教官待遇改善の宿望を達するチャンスではないかと思うのである。

そのためには、自らの手で解明した、赤裸々な、きびしい教官像を世に問う決意と覚悟を固め、この辺で、二十年来掲げた教官待遇改善の「古い旗じるし」を降し、新しいものと換えて行かねばならないと思う。

(山口大学事務局長 田口 栄司)

資 料

1. 大学問題の調査研究について

国大協議第113号
昭和44年7月31日

各国立大学長殿

大学運営協議会

委員長 奥田 東

大学問題の検討については、昨年12月の総会の決定に基づき、各常置委員会のほか、大学運営協議会の下に大学問題研究部会を設け審議を進めてまいりました。

その間大学側においては、紛争等を契期として、それぞれ個別に改革委員会等を設けて独自の改革案等を検討し、これを公表する向きも多くなってまいりました。よって、当協会としてはこれらの改革案等が各大学毎にその経緯と伝統を異にする実情を考慮して、この際これらの意見をとりまとめて統一見解を出すことを避け、差し当たり大学運営協議会が斡旋して、これら各大学の改革案等を相互に交換し、検討することにより各大学共通の理解と拠りどころが得られればと存じ、今日まで努めて参りました。

また、最近中教審においては、第26特別委員会を設けて精力的に大学問題の審議を進めており、来たる11月には大学制度改善の基本構想の試案をとりまとめ中間報告を行なう予定であると聞いております。なお、その過程において大

学側の改革案等も参考にして検討する由であります。

については、この際大学運営協議会としても、中教審その他の関係をも考慮して、大学問題について早急に検討し、本協議会としての心構えをしておく必要がありますので、去る7月26日理事会および大学運営協議会の合同会議を開催し、今後における「大学問題の調査研究について」協議した結果別紙のとおり決定され、直ちにこれを実施することになりました。つきましては、本件は総会に諮って処置すべきであります。問題の性質上総会を開く時間的余裕もありませんので、文書をもってあらかじめご了承を得たく存じます。

なお、このことは、次期の総会において改めて報告しご了承を得る予定であります。

なお、別紙「大学問題の調査研究について」の1目的の項に「出来得れば各大学共通の理解と拠りどころを求める。」旨が述べられておりますが、そのうち「各大学共通の理解」とは、「各大学それぞれの自主的判断に基づく理解」であり、かつ、「その理解は各大学共通のものであって、場合によってはある程度“幅”のある。」ことを意味しているものでありますので、念のため申し添えます。

大学問題の調査研究について

昭44・7・26

理 事 会

大学運営協議会

1 目 的

別紙「検討すべき問題点」(1)および(2)を中心に検討し、国立大学として改革すべき点について調査研究を行ない、出来得れば各大学共通の理解と拠りどころを求める。

なお、各大学その他の改革案等については、本問題検討の際の重要参考資料とする。

2 調査研究組織

(1) 調査研究の主体

本問題の調査研究は、大学運営協議会が主体となり、次項(2)の各研究部会の連絡調整および総括を行ない、必要ある場合は、各研究部会推せん委員をもって構成する小委員会を置くことができる。

(2) 研究部会

本問題を調査研究するため、次の研究部会をおく。

第1研究部会（管理運営）

第2研究部会（研究教育）

第3研究部会（大学と社会）

（研究部会の構成員）

a) 大学代表者の委員および臨時委員

（うち1名部会長）

b) 臨時委員および専門委員3名乃至4名（うち1名主査）

c) a) およびb) の委員は従来の大学運営協議会の小委員会において選考する。

（注） 従来の大学問題研究部会は廃止する。

3 調査研究の当面の日程

(1) 大学運営協議会において別紙「検討すべき問題点」(1)および(2)を審議する。

（注）各研究部会にそれぞれまかせることも考えられる。

(2) 各研究部会においては、8月1日より9

月上旬までに一応調査研究の報告を取りまとめ、大学運営協議会に報告する。

検討すべき問題点

1 大学自治の本質

(1) 大衆化した大学

(2) 開かれた大学

(3) 大学における学生の地位

(4) 大学における職員の地位

(5) 大学における研究と教育の関係

(6) 大学の本質的機能である研究・教育とその管理運営との関係

(7) 警察力と大学の管理

2 文部大臣の権限

(1) 人事の拒否権

(2) 勸告権（指導助言）

(3) 休校・閉鎖を命ずる権限

(4) 第三者的機関の設置

3 人事

(1) 学長・学部長の選考の方式

(2) 学生部長などその他の管理職の選考の方式

(3) 教官の人事交流

(4) 教官の公募、任期制、再審査制

(5) 教官の身分保障（非協力教官の問題）

4 学内機関

(1) 学部の自治と大学の自治

(2) 執行機関と審議機関

(3) 学長の権限強化

(4) 学長補佐機関（副学長制を含む）

(5) 学生処分機関

(6) 学外者を加える監査機関

5 教養課程

6 大学院

7 附置研究所

- 8 財政の自主性
- 9 事務機構
- 10 立法化に対する考え方
- 11 大学紛争の処理
- 12 国立大学協会の役割

大学における学生の地位と役割

- 1 学生の地位についての基本理解
 - (1) 学生を経過的・有期的な営造物利用者と見る（中教審）
 - (2) 学問の研究・教育を目的とする目的社会の構成員と見る（東大）
 - (3) 教官・職員・院生の各集団とともに、学生集団をそれぞれ対等の位置をもつものとし大学をそれら諸集団の連合体と見る（東工大）

(4) 大学共同体論

〔問題点〕

(1)の意見を除き、学生を大学の重要な構成員と見る点で多くの意見に共通性はあるが、各層（各集団）間の機能・責任等についての差をどうとらえるかに重要な論点があると思われる。

2 大学自治・大学運営における学生の役割

- (1) 自治・運営の主体を教授会におき、学生は直接関係する問題について意見をのべる程度の役割をもつと見る（在来の考え方、中教審）
- (2) 自治・運営の主体は教官側であるが、学生は不可欠の批判者として積極的役割をもつ
- (3) 学生も教官・職員とともに自治・運営の主体である

3 学生の「参加」の範囲と方法

- (1) 範囲
教官人事（学長・学生部長等）

カリキュラム編成・単位制度

大学財政（別項）

学生の懲戒処分（別項）

その他諸規程の決定等

(2) 方法

諮問＝意見聴取方式

拒否権方式

メンバーシップ方式

交渉方式

自主運営・管理方式（とくに学寮・学生会館等について）

これらと関連する評議会・教授会等の公開の問題

4 学生の自治活動・学生団体

- (1) 学生の自治活動・自治会を、教育目的から認めるとする考え方と大学の一構成主体の基本的権利と見なし、当局はこれに干渉できぬと見る考え方の対立

(2) 自治会の在り方

強制加入か：当局の「指導」は可能か：自治会の統一が破れたり運営が非民主化した場合、当局はどうするか

5 学内政治活動

- (1) 学内政治活動は全く無制限か、何らかの制限を受けるべきか
- (2) 学生の代表組織としての自治会の政治活動について

学生個人の活動は自由だが大学が大学として政治活動を行うのが制限されると同様に自治会がそれとして政治活動をするには制限されるべきではないか、という意見もある。

〔注〕教官・職員は国立大学の場合、国家公務員法・教育公務員特例法により制限されているが、私学は除外・学内政治活

動の問題は学生だけの問題ではない。

6 ストライキ

- (1) 学生の“表現の自由”としてスト権は保障されるべきか。(ストの対象は学内問題・学外問題を含む)
- (2) ストライキと個人の聴講権
自治会のスト決議によって個人(少数意見)の聴講権は否認できるか
- (3) バリケード・ストライキという教官・職員をも直接規制する表現手段の適否

7 学寮の問題

- (1) 学寮規則一本質規定(教育施設か厚生施設か)
- (2) 寮監制度
- (3) 負担区分
- (4) 管理方式—完全自主管理, その他

8 処分制度

- (1) 学生の位置づけと関連する基本的考え方
- (2) 処分制度
制裁の種類・手続・機関

2. 昭和45年度予算その他に関する要望書の提出と大蔵省・文部省・日本育英会への要望について

国大協総第126号

昭和44年10月15日

各国立大学長殿

国立大学協会

会長 奥田 東

- 1 昭和45年度予算および大学保健管理センター等来年度予算に関する当協会の要望書については、例年に倣い、前総会において提案お

よび提出時期を会長ならびに委員長に一任されておりましたが、この度、それぞれ担当の常置委員会において

- (1) 昭和45年度予算に関する 望 要 書 (別紙 1)
- (2) 大学保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについて (別紙 2)
- (3) 大学および大学院の奨学制度の拡充について (別紙 3) のとおり、要望書が作成され決定されました。

- 2 よって、去る10月11日当協会より、本川副会長、近藤第6常置委員長、加藤同委員、柳川第4常置委員長代理が、澄田大蔵事務次官(船後主計局長・藤井主計官同席)および天城文部事務官(村山大学学術局長・安養寺会計課長同席)にそれぞれ面接の上、要望事項について懇談し、その実現方を要望しました。

なお、その際とくに次の諸点について口頭をもって要望しましたので、付け加えてご報告します。

- (1) 大蔵省および文部省に対して「要望書に述べられているこれ等の経費に対し、万一紛争を理由として制約を加えられるようなことがあれば、角を矯めて牛を殺す結果ともなり、問題の解決を徒に遷延させるばかりでなく、現在当面している大学の研究教育はもちろん、その運営にも重大な支障をきたすことになるので、そのようなことのないよう配慮されたい。」旨を要望した。
- (2) とくに、文部省に対しては、本年7月26日当協会が要望した「国立大学の教官等の定員削減措置に対する要望書」において述べた「昭和44年度に既に削減された分については、昭和45年度予算において、ぜひと

も講座・学科目・研究部門等の充実その他の方法により、定員補充の措置を講ぜられるよう」との要望について、再度これを要望した。これに対して文部省としても要望の趣旨を了承し、45年度予算における要求人員を確保するよう努力する旨が述べられた。

また、大学紛争の際の奨学金の取扱いについては、別途日本育英会にも要望したが、昭和45年度においては、慎重に検討の上善処されたい旨を要望した。

3. ついで、本川副会長、近藤、加藤、柳川各委員は、日本育英会に緒方理事長（妹尾理事同席）を訪ね、要望書「大学および大学院の奨学制度の拡充について」（別紙3）を提出し、その実現方について要望しました。

その際とくに、大学紛争の際の奨学金の取扱いについて懇談し、昭和45年度においては慎重に検討の上、善処されるよう要望しました。

4. 以上の各種要望書の提出については、次の理事会および総会において、改めてご報告し、ご了承を得る予定であります。取急ぎ文書をもってご了承を得、かたがたご報告いたします。

（注）各要望書提出先

- 1 別紙(1)(2)(3) 坂田文部大臣、天城事務次官、村山大学学術局長、岩間管理局長、安嶋官房長、清水審議官、渋谷審議官、安養寺会計課長および関係課長
- 2 別紙(1)(2)(3) 福田大蔵大臣、澄田事務次官、鳩山主計局長、船後同次長、藤井主計官および主計官補佐
- 3 別紙(3) 森戸日本育英会長、緒方理事長（別紙1, 2, 3は43, 45頁参照）

3. 人文・社会科学文献センターについて （第5常置委員会）

（注）以下は文献センター設置当時における文部省の概算説明資料より抽出したものである。

1. 設立の主旨

1. 学問の健全なる発達には、人文・社会科学、自然科学両分野の研究が均衡ある発展を遂げなければならない。しかるに近年自然科学分野については、幾多の具体的振興方策がとられているのにもかかわらず、人文・社会科学分野についてはその具体的振興策が見送られてきた。そこで、日本学術会議は昭和36年5月第33回総会の議に基いて「人文・社会科学の振興に関する勧告」を行ない、自然科学振興方策と並んで人文・社会科学振興方策の必要性を喚起した。

2. かかる要望に応えるため、人文・社会科学振興の方策として研究体制の整備・充実、総合研究機関、資料センターの設置等数多くの課題があげられるが、とりあえず情報資料の観点からいえば、研究者が研究効率を発揮するには、文献資料をいかに効率的に駆使し、利用するかという点にある。かかる理由から人文・社会科学の文献資料の共同利用の効率化を図るため、文献センターを大学の学部もしくは付置研究所および民間研究機関に設置することになった。

3. したがって本センターの設置ならびに運営に当っては、その設置の母体（大学学部もしくは付置研究所および民間研究機関）の現に

所蔵する文献資料は、全国的視野からみて優れた特色のあるものを収集していることを前提とするが、さらにこれを総合体系化し、近代的機械、器具の整備と新しい技術の導入により文献情報活動の促進を図るとともに、文献資料が研究者の共同の財産として活用され、公開されるよう十分な措置を講じることが必要である。

(参考) 文献センターの設置基準

(37. 6. 12国立大学研究所協議会人文・社会科学小委員会第6回会議)

(設置)

1. 文献センターは、国立、公立および私立の大学(学部、研究所等)もしくはその他の適当な研究機関に設置するものとする。
2. 文献センターは、これを設置することにより研究能率が飛躍的に高められる見込みのあるプロジェクト(別記参照)について、次の要件を満たすものを選び、設置を図るものとする。

(要件)

1. 文献センター設置の母体となる機関は、原則として次のイおよびロの条件を備えているものとする。
 - イ. 全国的視野から見て、優れた特色のある多数の文献・資料を収集していること。
 - ロ. 専門の研究者およびドキュメンタリスト(又はライブラリアン)の充実したスタッフを有していること。
2. 新たに開拓すべき分野については、母体となる機関の性格、組織、研究スタッフ、施設設備などを検討し、予算措置を施すことにより所期の目的を十分に達成できる見込みのあるものとする。

(公開)

文献センターは、その所蔵する文献・資料について十分に活用の措置を講じ、一般に研究者に公開し便宜を供与できるものとする。

記

文献センター・プロジェクト一覧

- 1 東洋学
- 2 考古学
- 3 人類学
- 4 国際政治機構
- 5 労働問題
- 6 外国法(法令・判例など)
- 7 社会主義圏諸国の法律・経済
- 8 都市問題
- 9 国際経済機構(OECD, EEC など)
- 10 日本経済統計
- 11 企業経営
- 12 産業構造
- 13 鎌倉・室町期の古文書(武家文書・寺社文書など)
- 14 イスラム関係の文献類
- 15 Map Library
- 16 諸外国の教育事情(教育制度・教科書・教育統計など)
- 17 人口問題
- 18 社会政策(社会保障制度など)
- 19 交通問題
- 20 A・A諸国の地域研究
- 21 住宅問題
- 22 貿易問題
- 23 移民問題
- 24 科学史

II 文献センターの機能と特色

1. 文献・資料の収集、整備

各センターがそれぞれ収集、整理し、公開する資料は、3ヵ年計画をもって整備する。

(イ) 外国法文献センター（東大・法学部）

欧米およびアジア・アフリカ各国の法令、判例、制度などの基礎資料を重点的に収集し、研究者、関係政府当局、貿易商社などの要望に応える。

(ロ) 日本経済統計文献センター（一橋大・経済研究所）

明治元年より現在にいたる日本の社会・経済統計およびこれに準ずる調査資料、研究書を収集、整備し、日本経済の研究水準の向上と、日本経済政策の樹立に寄与する。

(ハ) 経営分析文献センター（神戸大・経済経営研究所）

内外の経営分析、企業の合理化に関する基礎資料を収集、整備し、研究水準の向上と、企業合理化の施策に寄与する。

(ニ) 東洋学文献センター（東大・東洋文化研究所、京大・人文科学研究所）

アジア全域、殊に中国及びその周辺地区に関する基本的文献資料を重点的に収集、整備し、内外の東洋学者の研究の便に供するとともに、欧米とアジアとの文化的紐帯として、各研究機関それぞれの特色を生かす。

2. 文献・資料の公開と文献情報サービスの提供

(イ) 収集された文献・資料は、新しい文献情報処理技術により整理し、当該大学（または研究機関）内のみでなく、広く全国の研究者に公開する。

(ロ) 文献・資料の収集状況は、受入文献速

報、増加資料年報、特殊文献目録、索引等を作成・配布することにより、全国の研究者に周知させる。

(ハ) そのほか、各種カード目録あるいはI. B. Mのパンチカード・システムにより精密な索引システムを準備し、資料の閲覧、検索、写真複写などのサービスを提供する。

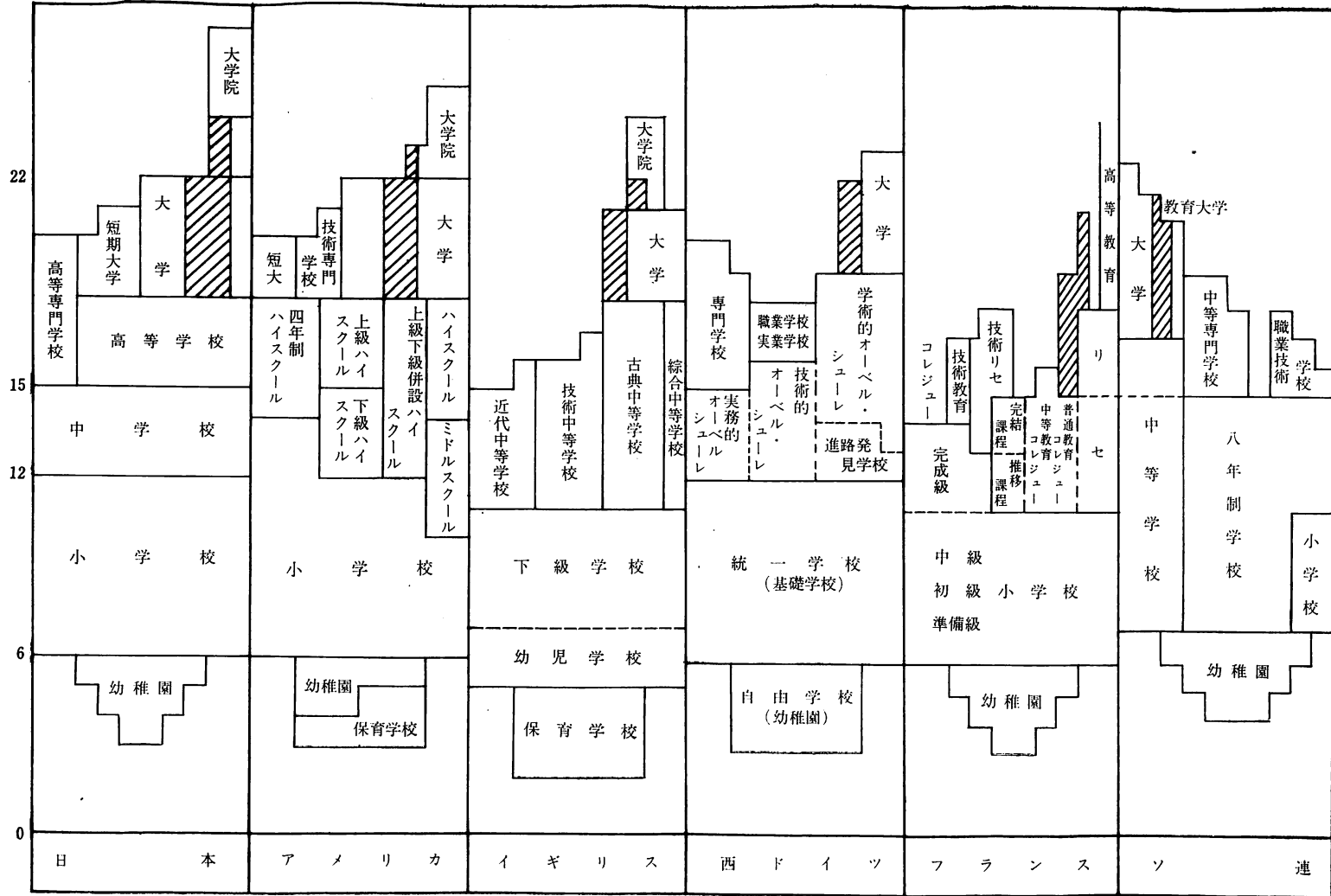
(注) なお、文部省の配慮により近く文献センターに関する詳細な資料が各大学に配付される予定である。（国大協事務局）

4. 教員養成機関の種類と方法等

(第7常置委員会小委員会) 44. 9. 25

国名	教員養成機関の名称	学校数	学生数 (千人)	開放制と閉鎖性の別	教育内容の規制	資格の方式	資格授与の方法	中等教員養成機関	
								養成機関の名称	その他
日本	教育大学 大学の教育学部	8 38	66	開放制	○国の直接規制なし ○間接規制としては、 大学設置基準と教育 職員免許法、同法施 行規則	○教育職員免許状	○認定された養成課程 で、所定の課程を修 了し、免許法に定め る所定の単位を取得 した者に授与する。	教員養成大学学部 総合大学の学部 単科大学	開放制 教育内容の規制は初 等教育の場合と同じ
アメリカ	師範大学 教養大学 総合大学教育学部			開放制	○州の直接規制なし ○間接規制としては各 州の教員免許法規	○教員免許状 各種の段階があ り、有効期間が 異なる	○日本の場合と同じ ○州によっては、試験 制度(資格認定制度) が残っている。	総合大学学部 単科大学 師範学校(特殊専科)	開放制
イギリス	教員養成大学および 専攻科認定美術学校 総合大学の教育学部	153 29	55	閉鎖制	○国の直接規制なし ○間接規制としてA T O の定める試験要 求	○資格登録	○所定の課程を修了し A T O の試験に合格 した者に授与する。	教員養成大学および 専攻科認定美術学校 総合大学の教育学部	閉鎖制
西ドイツ	教育大学	54	40	閉鎖制	○邦の直接規制なし ○間接規制としては、 国民学校教員試験規 程の試験基準	○教員免許状	○教育大学で所定の課 程を修了し、教員試 験に合格した者に授 与する。	教育大学 総合大学、学部 単科大学	閉鎖制、但し高校教 員については開放制 邦の検定試験に科目 指定がある。
フランス	師範学校	179	36	公立小 学校教員に ついては 閉鎖制	○師範学校は国家基準 による直接規制をう ける	○教員免許状	○国家試験に合格した 者に授与する。	高等師範学校 総合大学文理学部 地方教育センター	リセ、コレージュは開 放制 技術中等学校教員は 閉鎖制 資格試験による規制
ソ連	教育大学初等教授法 学部 師範学校			閉鎖制	○連邦基準による直接 規制をうける。	○Dip lom (教職資格、称号 卒業証書を兼ね たもの)	○教育大学の所定の課 程を修了し、国家試 験に合格した者に授 与する。	教育大学 総合大学、学部 体育大学、芸術大学	閉鎖制 連邦基準による直接 規制

(参考) 学校系統図



D そ の 他

1. 学長・委員等の異動について

会報第45号報告以降、学長・役員の異動は次の通りである。

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
東京医科歯科大学	太田敬三	清水 文彦 (事務取扱)
東京工業大学	加藤 六美 (事務取扱)	加藤 六美
横浜国立大学	水戸部正男 (事務取扱)	越村信三郎 (事務取扱)
新潟大学	長崎 明 (事務取扱)	長崎 明
福井大学	藤野 清久	塚野 善蔵 (事務取扱)
名古屋工業大学	城戸 久 (事務取扱)	村井 忠一 (事務取扱)
大坂大学	本城市次郎 (事務取扱)	釜洞醇太郎
大坂教育大学	中村 治 (事務取扱)	黒崎 達 (事務取扱)
	黒崎 達 (事務取扱)	山崎荘三郎 (事務取扱)
島根大学	梶田 茂	坂本 四郎 (事務取扱)
徳島大学	長谷川万吉	鈴木 幸夫 (事務取扱)
九州大学	問田 直幹 (事務取扱)	谷口 鉄雄 (事務取扱)
九州工業大学	妻木 徳一	葛西泰二郎
熊本大学	忽那 将愛 (事務取扱)	六反田藤吉

(2) 役員等の交替

役職名

理 事

- (旧) 藤野 清久 (福井)
- (新) 塚野 善蔵 (福井) (事務取扱)
- (旧) 梶田 茂 (島根)
- (新) 坂本 四郎 (島根) (事務取扱)
- (旧) 問田 直幹 (九州) (事務取扱)
- (新) 谷口 鉄雄 (九州) (事務取扱)

第4常置委員長

- (旧) 太田 敬三 (東京医歯)
- (新) 柳川 昇 (弘前)
- 医学教育に関する特別委員会委員長
- (旧) 川喜田愛郎 (千葉)
- (新)

(3) 委員, 専門委員の交替

1) 第3常置委員会専門委員

- 長谷川修一 (東京大学学生部長) 解 嘱
- 綿貫 芳源 (東京教育大学教授) 委 嘱
- 佐藤 次郎 (東北大学学生部次長) (〃)
- 佐藤 博 (茨城大学学生部次長) (〃)

2) 第4常置委員会専門委員

- 寺沢 一 (東京大学教授) (委 嘱)

3) 新設大学拡充特別委員会委員

- (旧) 水戸部正男 (横浜国立) (事務取扱)
- (新) 越村信三郎 (横浜国立) (事務取扱)

4) 教養課程に関する特別委員会委員

- (旧) 黒崎 達 (大阪教育) (事務取扱)
- (新) 山崎荘三郎 (大阪教育) (事務取扱)
- (旧) 忽那 将愛 (熊 本) (事務取扱)
- (新) 六反田藤吉 (熊 本)

専門委員秋山春水 (東京芸術大学教授)

9月23日逝去された。

- 5) 科学技術行政特別委員会委員
 (旧) 梶田 茂 (島 根)
 (新) 坂本 四郎 (島 根) (事務取扱)
 (旧) 妻木 徳一 (九州工業)
 (新) 葛西泰二郎 (九州工業)
- 6) 図書館特別委員会委員
 (旧) 藤野 清久 (福井)
 (新) 塚野 善蔵 (福井) (事務取扱)
 (旧) 本城市次郎 (大阪) (事務取扱)
 (新) 釜洞醇太郎 (大阪)
 (旧) 長谷川万吉 (徳島)
 (新) 鈴木 幸夫 (徳島) (事務取扱)
- 7) 研究所特別委員会委員
 (旧) 問田 直幹 (九州) (事務取扱)
 (新) 谷口 鉄雄 (九州) (事務取扱)
- 8) 医学教育に関する特別委員会委員
 (旧) 太 田敬三 (東京医歯)
 (新) 清水 文彦 (東京医歯) (事務取扱)
 (旧) 本城市次郎 (大 阪) (事務取扱)
 (新) 釜洞醇太郎 (大 阪)
- 9) 入試期特別委員会委員
 (旧) 城戸 久 (名古屋工業) (事務取扱)
 (新) 村井 忠一 (名古屋工業) (事務取扱)
 (旧) 問田 直幹 (九 州) (事務取扱)
 (新) 谷口 鉄雄 (九 州) (事務取扱)

東京工大クロニクル号外学内改革案
 (その1) (6.13)
 同上 (改革調査特別委員会の報告 (8.30))
 「筑波における新大学のビジョン」案
 東京工大

東京教育大
 群馬大学問題検討準備委員会覚書 (その1)
 群馬大
 大学における学生の地位と役割
 弘前大
 大学自治と学生の問題に関する検討
 結果の報告について 東北大
 岡山大学改革草案 (44.8.11) 岡山大
 東大紛争中間総括討議資料 (その1-15)
 東京大工学部
 大学改革準備調査会資料 (No. 1~15) 東京大
 大学改革に関する見解
 日本評論家協会
 留学生の報告 (1969)
 サンケイスカラシッ
 私立大学の管理運営 (1969) 私大連盟
 最近の入学試験等の事情について
 (44年度) 愛媛大
 わが党の文教改革 自民党 { 文教制度調査会
 文教部会
 Verlage-Verzeichnis 1988 bis 1968
 Annual Report No. XI (1966-68)
 東京農工大

2. 寄贈図書

大学改革への総括的提案 神戸商船大
 神戸大学改革準備委員会「改革
 のための提案」 }
 同上 団交権、拒否権等に関する }
 基本的見解 } 神戸大
 同上「学長選考規程の改革につ
 いて」提案

Universitas #vol. 11. No. 3
 大学病院の基本問題に関する調査研究中間
 報告 文 部 省
 「大学の運営に関する臨時措置法」適用上
 の問題点 (1969.9.9) 東京大
 「事務職員の地位と役割」に関する資料
 九州大

明治百年記念行事等記録 内閣官房審議室
 香川大学大学問題研究委員会中間報告草案
 (その1) 学生参加問題 香川大
 一橋大学総点検作業第一次報告
 (1969. 9. 16) } 一橋大
 同大クロノロジー (44. 9. 16)
 教育の基本問題に対する産業界の見解
 教育の基本問題に対する提言 日経連

大学問題シンポジウム報告書 東京大
 九州大学大学制度委員会中間報告 九州大
 大学術月報特集
 昭和44年度文部省科学研究費補助金の配
 分結果 学術振興会
 東京大学改革準備調査会第1次報告書
 東京大学



大学の赤レンガ

熊本大学黒髪キャンパスは、竜南の地とよばれる緑の丘陵立田山南麓に、阿蘇へ通ずる国道57号線をはさみ、厚い石垣に囲まれた南北地区よりなっている。南側は高工の跡で北側は五高の跡である。

北側の石垣の中程に練瓦造りの堂々たる門柱がある。通称赤門といっている。門扉はなく門標はない。これが五高の正門であった。いつの頃から五高の門標が掲げられなくなったかは知らないが、創設当時の写真には第五高等学校という真新しい門標が掲げられているから、これは創立時からのしきたりでないことは確かであるが、それがないことを不思議にも思わなかった。この慣例はうけつがれたのか熊本大学の門標は掲げられたことがない。この門をはいとS字型の桜の並木路がある。古木の桜の大半は枯死し路の左の杉林は伐られ学生会館が建てられた。かつての静寂な逍遙の路は、今は最も喧噪を極めるところとなってしまった。ここをすぎれば白い中門をへだて群生した蘇鉄を前庭に樟と榎の大樹の陰に赤い練瓦の重厚な建物が、象徴的風景を描いて眺められる。これが九州の最高学府として置かれた五高の赤レンガと親しみよばれた本館である。幾多の人材を輩出したこの赤レンガは、80年の星霜をへて今往時の面影をそのままに厳然と緑の学園に偉観を誇っている。正門と本館と化学実験場はこの程重要文化財に指定され、永く保存されることになった。夏目漱石も赤レンガの教壇に立った。講堂脇の樟の巨木の下に記念碑がある。その碑に「夫レ教育ハ建国ノ基礎ニシテ師弟ノ和熟ハ育英ノ大本タリ」と刻まれている。明治30年の開校記念日に教授代表として読んだ祝辞の一節である。大学紛争の嵐はここにも起こり、秩序は乱れ静かな環境は失われた。師弟の和熟は消えなんとしつつあるのか。生氣溢るる学園が竜南の地に再び興らんことを望んでやまない。

(熊本大学事務局長 野口 義人)